

第3節 天守の保存管理

1 天守の保護方針

(1) 部分設定と保護方針

天守の各外観及び内部空間を単位として、以下に示す方法により「部分」を設定し、形式、意匠、技術、その他について保護の方針を定める。

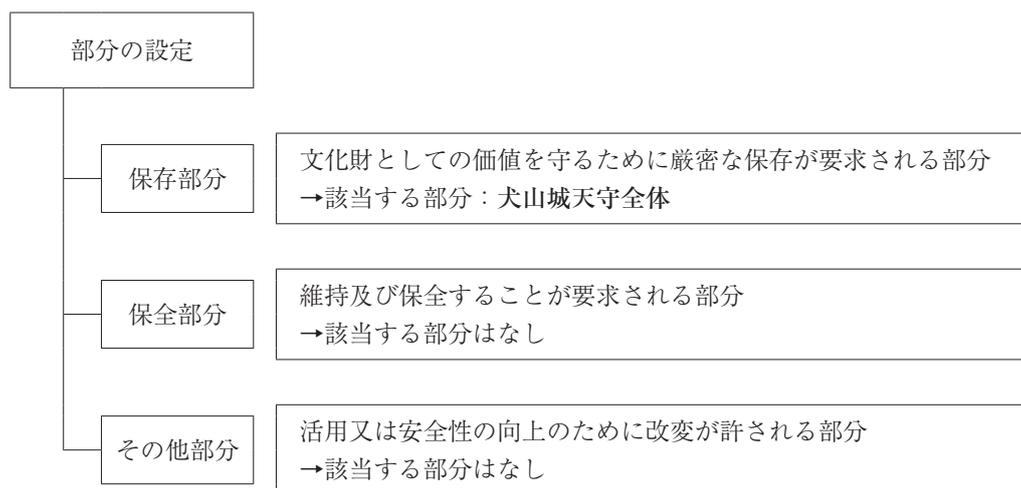
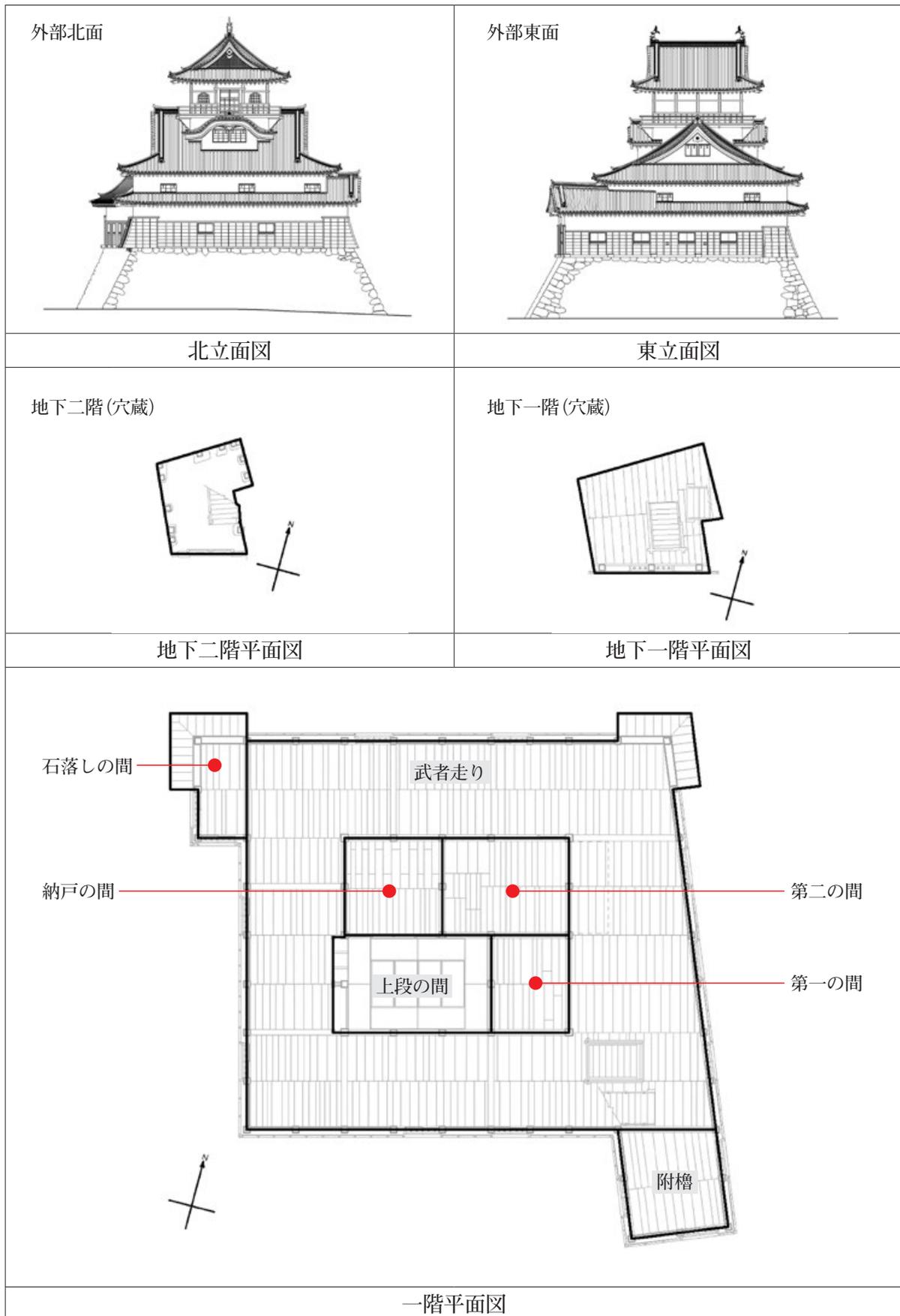
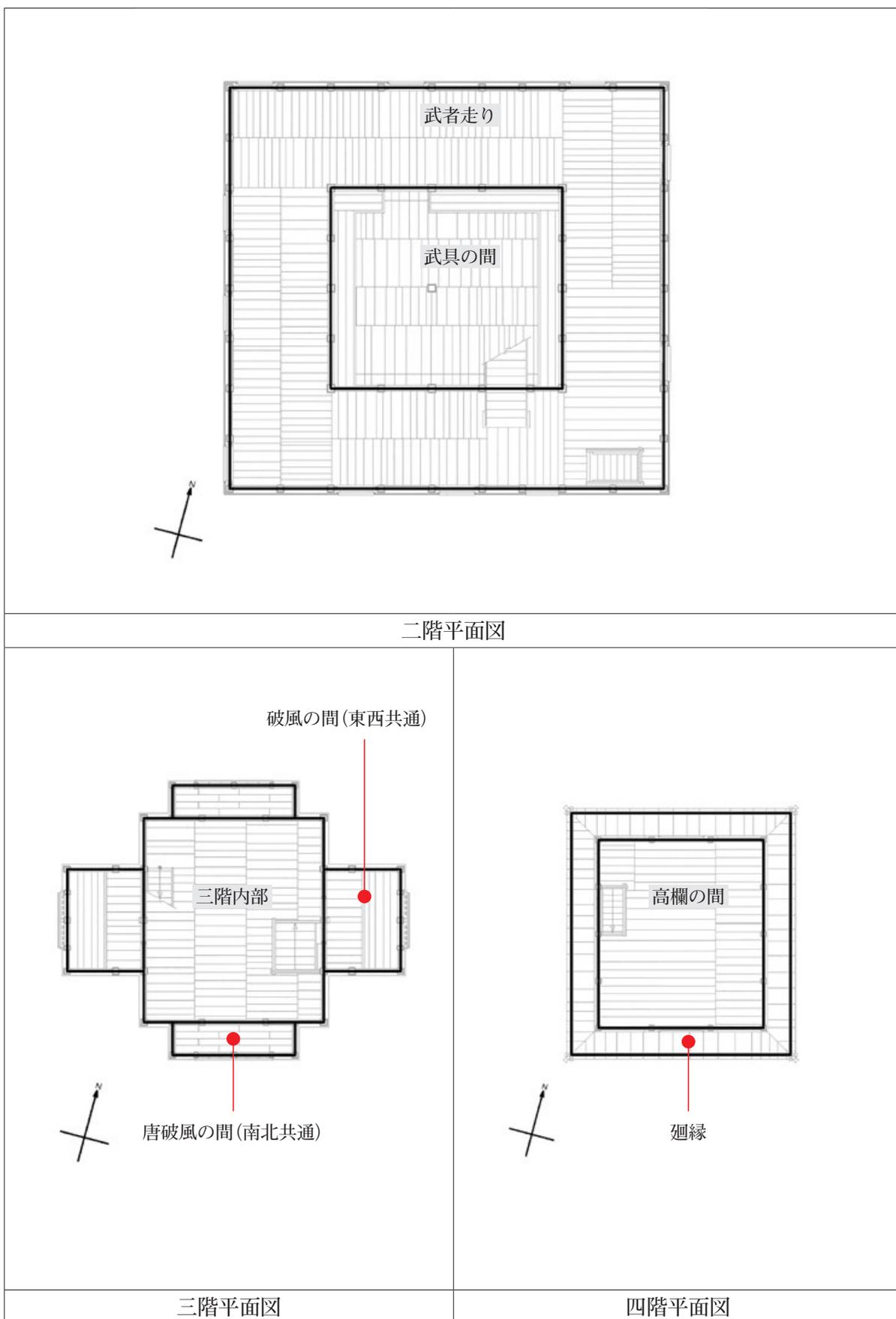


図4.22 部分の設定と保護の方針

表4.33 部分の設定

外部南面	外部西面
	
南立面図	西立面図





(2) 部位設定と保護方針

前項で設定した各部分について、一連の部材等(主要な構造部材、壁面、床面、天井面、建具、屋根面等)を単位として、以下の区分に準拠して「部位」を設定して保護の方針を定める。修理や調査によって、部材の年代や変遷が明らかになった場合には、該当部材の基準の設定を見直すものとする。

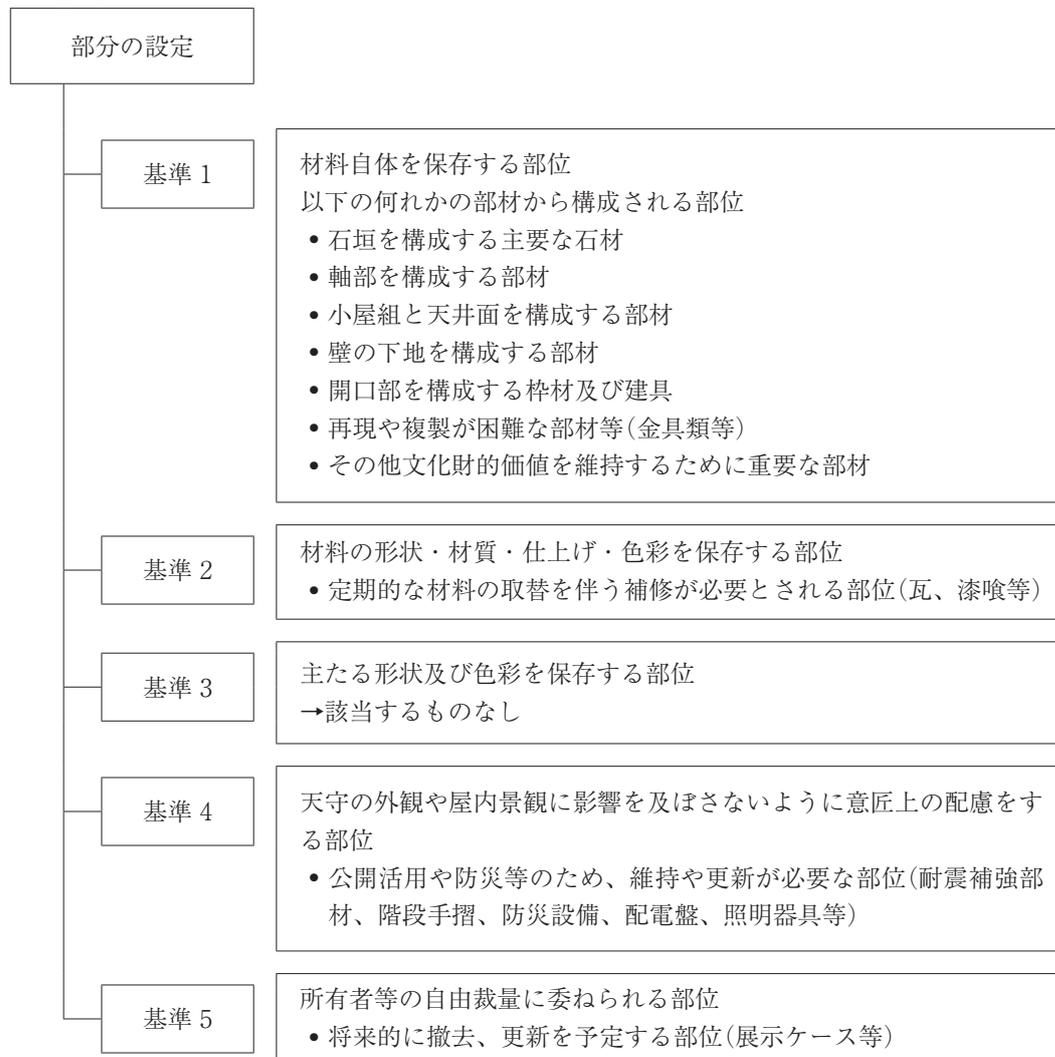


図 4.23 部位の設定と保護の方針

各部分の詳細部位設定は以下の通りである：

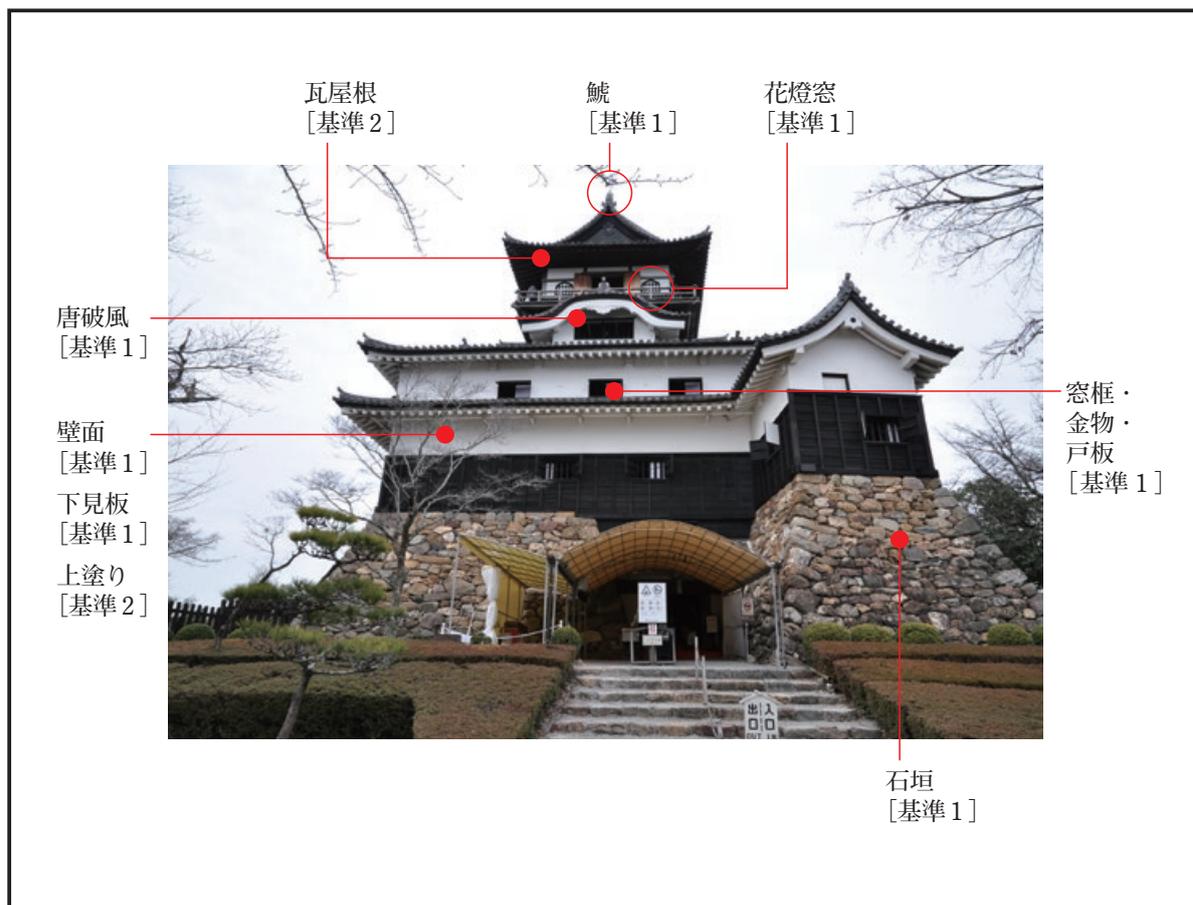


図 4.24 外部の部位の設定と保護の方針

表 4.34 外部の部位の設定と保護の方針

部分	部 位	基準	現 状 ・ 指 摘
外部 南面	鯨	1	
	瓦屋根	2	本瓦葺
	花燈窓(南面と北面のみ)	1	化粧窓
	破風	1	南面と北面に唐破風
	壁面下地	1	
	壁面上塗り	2	白漆喰塗
	壁面下見板	1	腰竪棧付下見板(墨塗、一部令和元年修理時に浸透型木材保護塗料塗り)
	窓框・金物	1	
	窓戸板	1	突き上げ戸、外両開き戸(一階)、片引き戸(一階附櫓高窓)
	石垣	1	自然石・粗加工石の乱積、布積

註：東面、西面、北面については部位の設定が同じであるため、ここでは省略する。

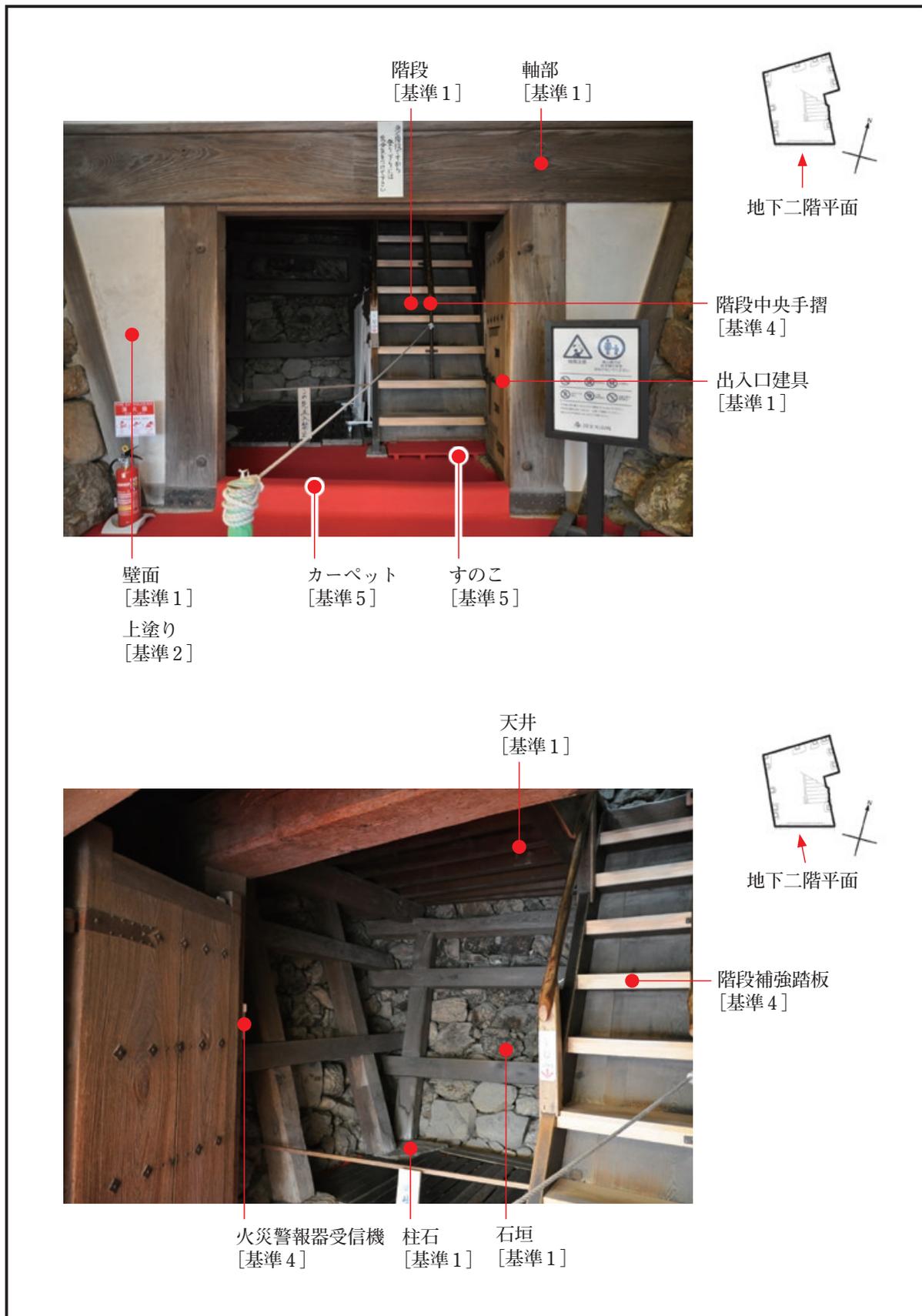


図4.25 地下二階(穴蔵)の部位の設定と保護の方針

表4.35 地下二階(穴蔵)の部位の設定と保護の方針

部分	部 位	基準	現 状 ・ 指 摘
地下 二階 (穴蔵)	床面	1	土間の上にコンクリート打、モルタル仕上げ
	石垣	1	自然石・粗加工石の乱積、布積
	壁面下地	1	
	壁面上塗り	2	白漆喰塗
	天井	1	根太天井
	出入口建具	1	門構え両開き内開き板扉、潜戸付
	軸部	1	
	柱石、玄関門構え柱石	1	花崗岩、ノミ切仕上げ
	階段	1	
	階段中央手摺	4	
	階段補強踏板	4	
	カーペット	5	
	すのこ	5	
	照明	4	電球、蛍光灯
	火災警報器受信機	4	

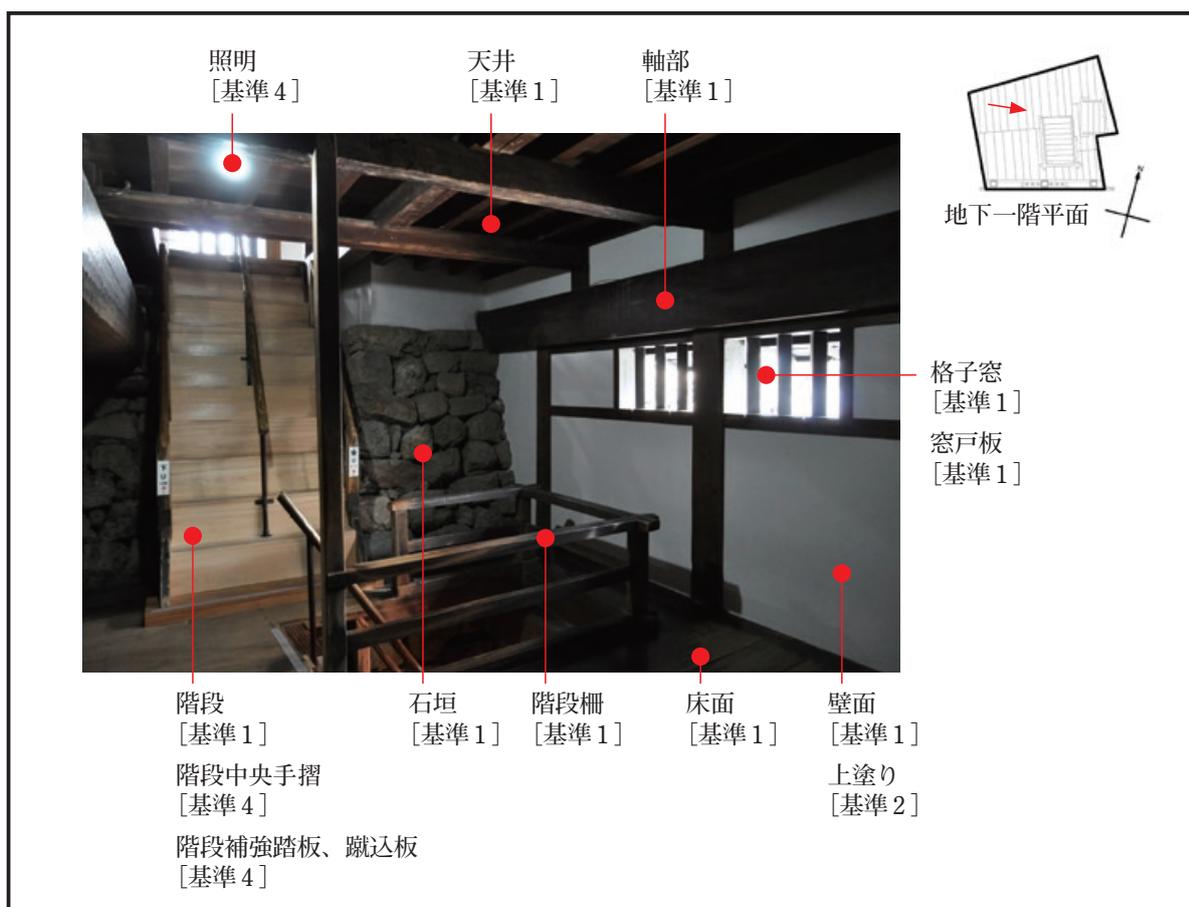


図4.26 地下一階(穴蔵)の部位の設定と保護の方針

表4.36 地下一階(穴蔵)の部位の設定と保護の方針

部分	部 位	基準	現 状 ・ 指 摘
地下一階 (穴蔵)	床面	1	拭板敷
	石垣	1	自然石・粗加工石乱積、布積
	壁面下地	1	
	壁面上塗り	2	白漆喰塗
	天井	1	根太天井
	格子窓	1	縦連子
	窓戸板	1	突き上げ戸
	軸部	1	
	階段	1	
	階段柵	1	
	階段中央手摺	4	
	階段補強踏板、蹴込板	4	
照明	4	電球	



図4.27 一階武者走りの部位の設定と保護の方針

表4.37 一階武者走りの部位の設定と保護の方針

部分	部 位	基準	現 状 ・ 指 摘
一階 武者走り	床面	1	拭板敷
	壁面下地	1	
	壁面上塗り	2	白漆喰塗
	天井	1	根太天井
	格子窓	1	縦・横連子
	窓障子(杵材)	1	明障子二枚建、引き違い
	窓障子(紙)	2	
	軸部	1	
	敷居・鴨居	1	
	階段	1	
	階段柵	1	
	階段中央手摺	4	
	階段補強踏板、蹴込板	4	
	照明	4	電球
	電気コンセント	4	
	展示ケース	5	合計12個
	説明板(構造)	5	
	大名配置と石高調べ(札)	5	

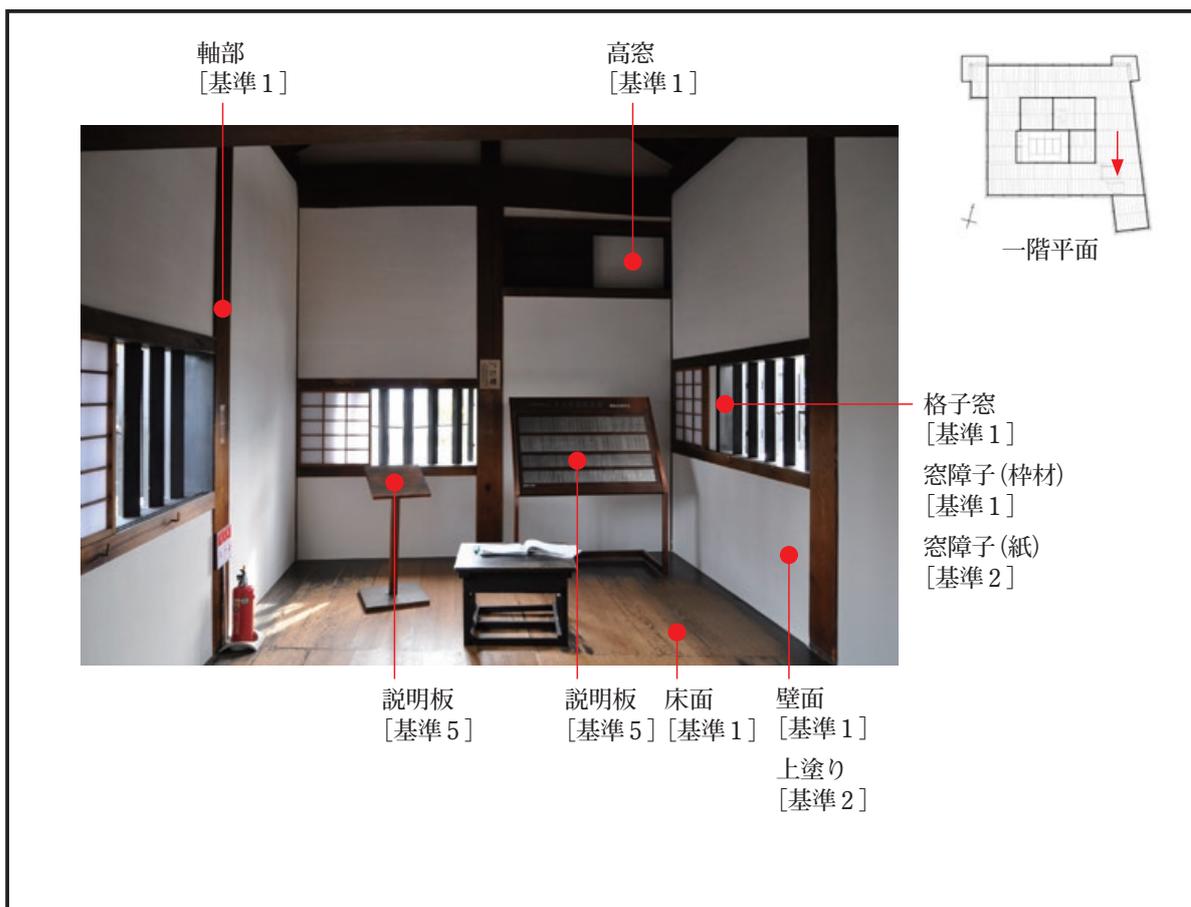


図 4.28 一階附櫓の部位の設定と保護の方針

表 4.38 一階附櫓の部位の設定と保護の方針

部分	部 位	基準	現 状 ・ 指 摘
一階附櫓	床面	1	拭板敷
	壁面下地	1	
	壁面上塗り	2	白漆喰塗
	天井	1	化粧屋敷裏
	格子窓	1	縦連子
	窓障子(杵材)	1	明障子二枚建
	窓障子(紙)	2	
	高窓	1	
	敷居・鴨居	1	
	軸部	1	
	説明板	5	
	説明板(白帝文庫組織)	5	

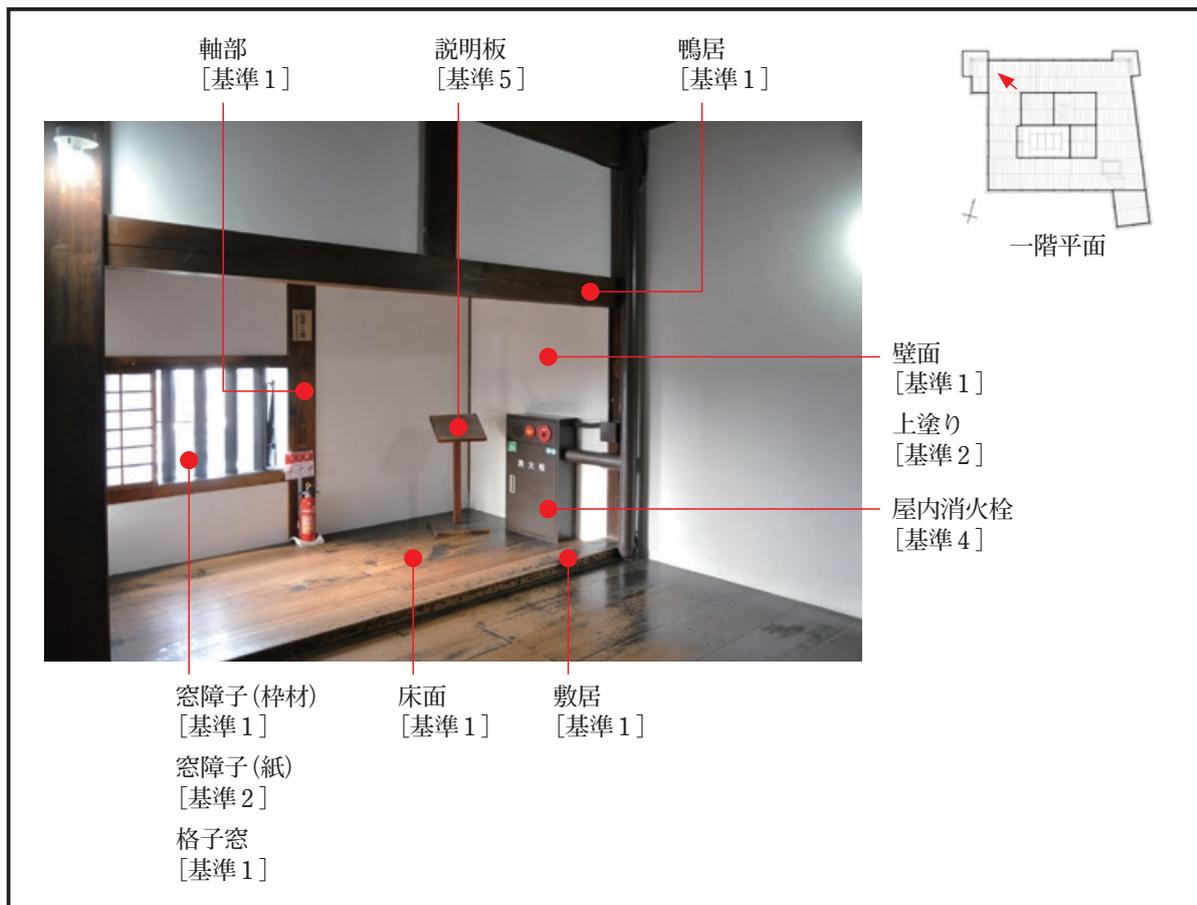


図4.29 一階石落しの中の部位の設定と保護の方針

表4.39 一階石落しの中の部位の設定と保護の方針

部分	部 位	基準	現 状 ・ 指 摘
一階 石落し の間	床面	1	拭板敷
	壁面下地	1	
	壁面上塗り	2	白漆喰塗
	天井	1	化粧屋敷裏
	格子窓	1	縦連子
	窓障子(枳材)	1	明障子二枚建
	窓障子(紙)	2	
	軸部	1	
	敷居・鴨居	1	
	屋内消火栓	4	
	説明板	5	

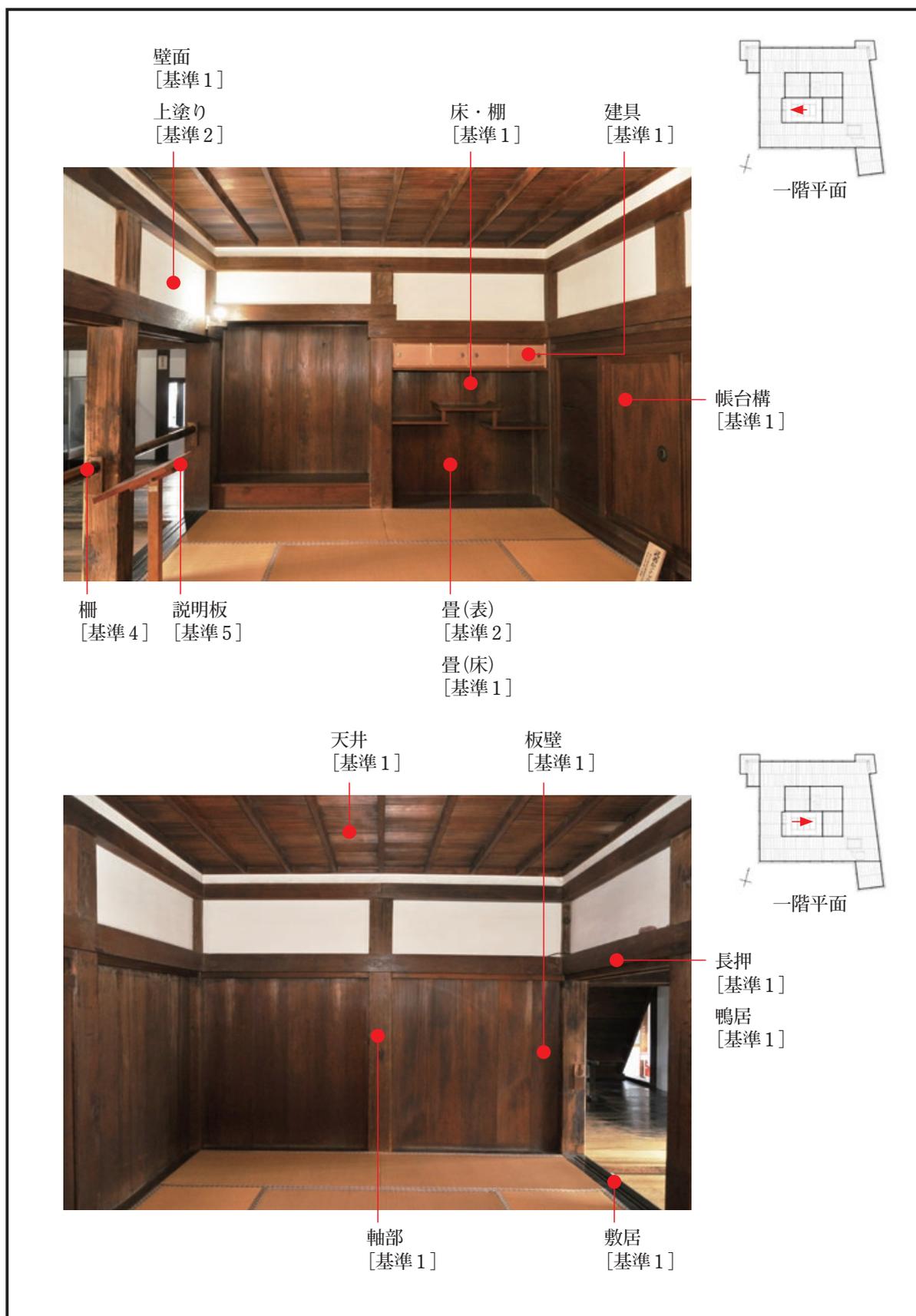


図 4.30 一階上段の間の部位の設定と保護の方針

表4.40 一階上段の間の部位の設定と保護の方針

部分	部 位	基準	現 状 ・ 指 摘
一階 上段の間	床材	1	
	畳表	2	
	畳床	1	
	板壁	1	
	天井	1	棹縁天井
	建具	1	
	床・棚	1	
	帳台構	1	
	長押	1	
	敷居・鴨居	1	
	壁面下地	1	
	壁面上塗り	2	白漆喰塗
	軸部	1	
	説明板	5	
柵	4		

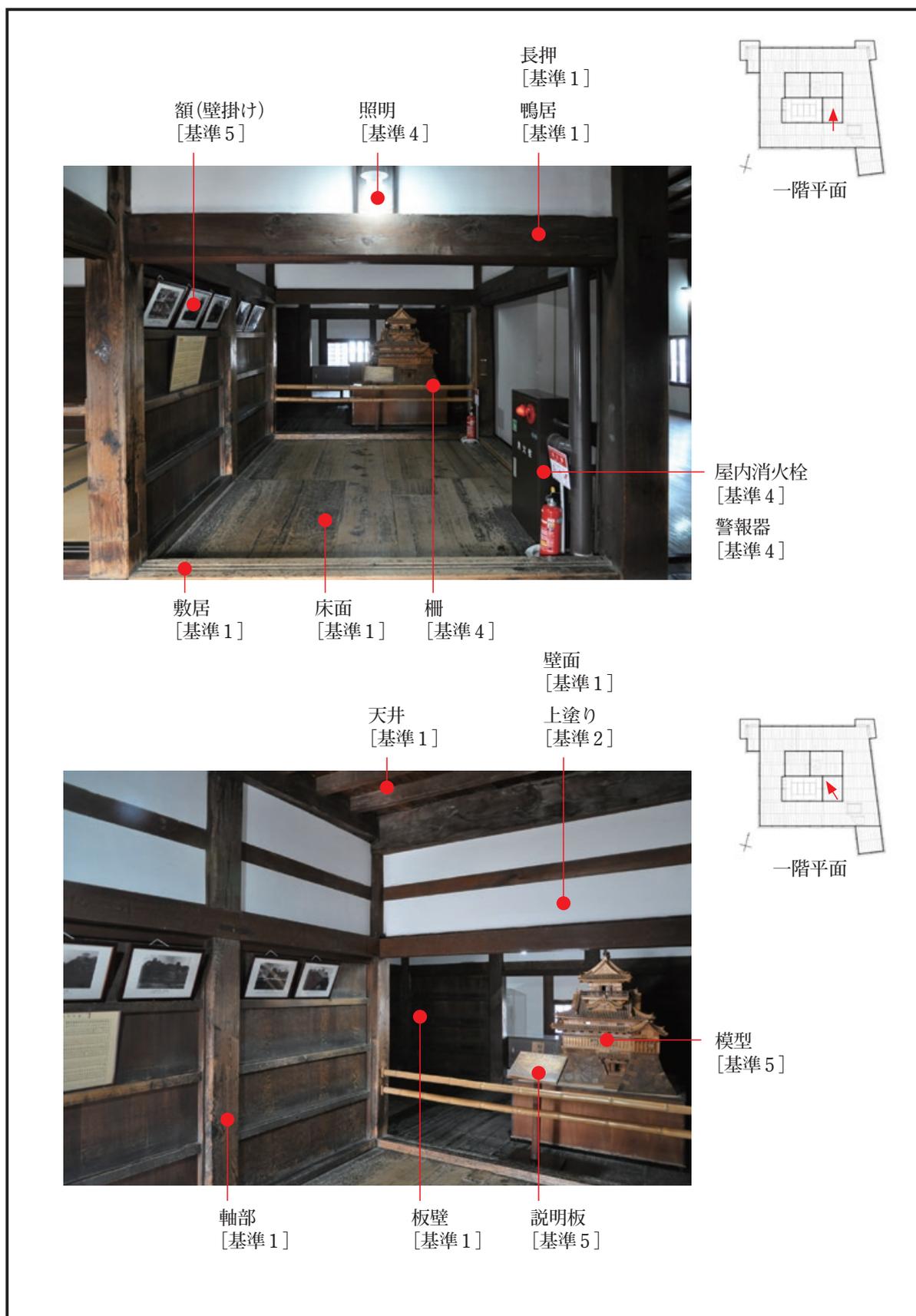


図4.31 一階第一の間、第二の間の部位の設定と保護の方針

表4.41 一階第一の間、第二の間の部位の設定と保護の方針

部分	部 位	基準	現 状 ・ 指 摘
一階 第一の間 第二の間	床面	1	拭板敷
	天井	1	根太天井
	長押	1	
	敷居・鴨居	1	
	壁面下地	1	
	壁面上塗り	2	白漆喰塗
	軸部	1	
	板壁	1	板壁
	屋内消火栓	4	
	警報機	4	
	照明	4	電球
	模型	5	
	説明板	5	
	柵	4	
	額(壁掛け)	5	合計7個

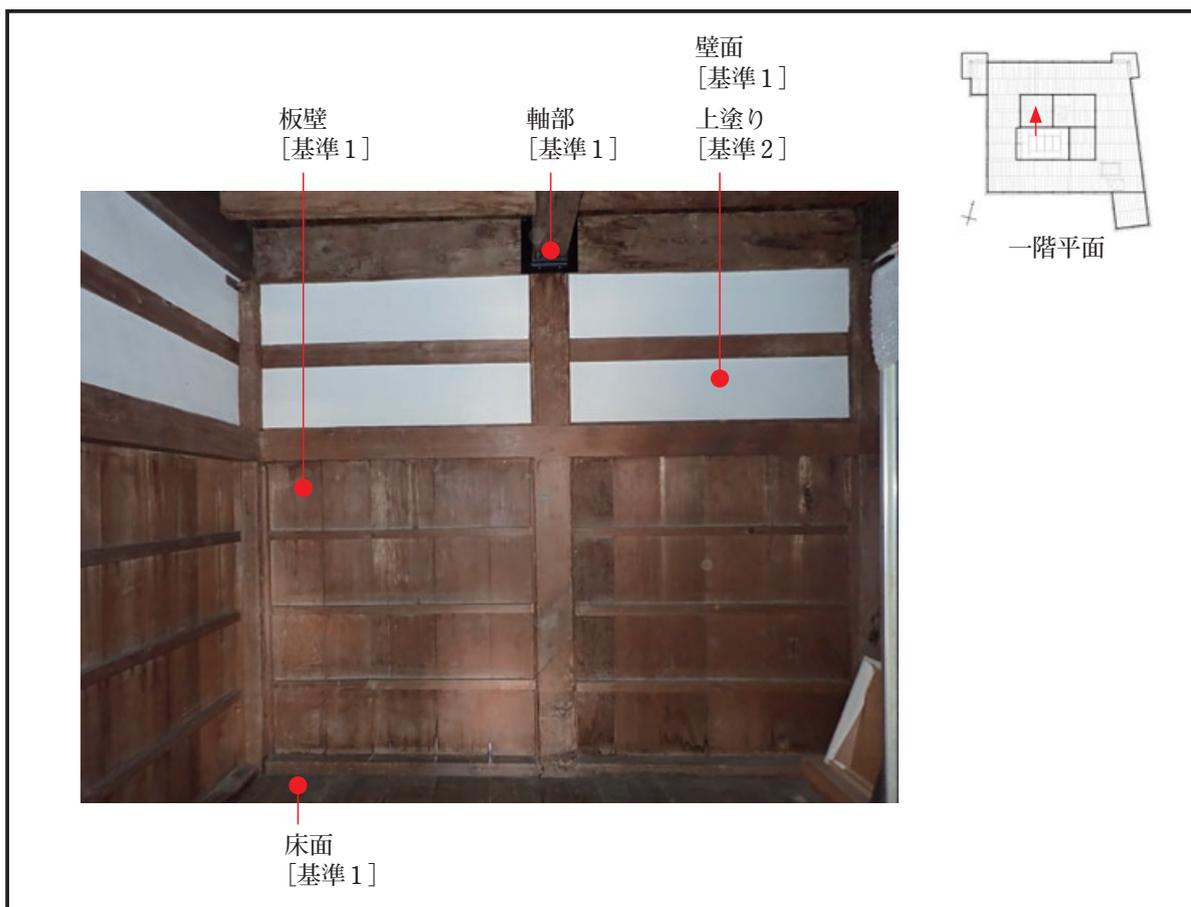


図 4.32 一階納戸の間の部位の設定と保護の方針

表 4.42 一階納戸の間の部位の設定と保護の方針

部分	部 位	基準	現 状 ・ 指 摘
一階 納戸の間	床面	1	拭板敷
	壁面下地	1	
	壁面上塗り	2	白漆喰塗
	板壁	1	
	天井	1	根太天井
	長押	1	
	敷居・鴨居	1	
	軸部	1	



図4.33 二階武者走りの部位の設定と保護の方針

表4.43 二階武者走りの部位の設定と保護の方針

部分	部 位	基準	現 状 ・ 指 摘
二階 武者走り	床面	1	拭板敷
	壁面下地	1	
	壁面上塗り	2	白漆喰塗
	天井	1	化粧屋敷裏
	窓	1	
	窓障子(杵材)	1	明障子二枚建、引き違い
	窓障子(紙)	2	
	軸部	1	
	階段	1	
	階段柵	1	
	階段中央手摺	4	
	二階登り口新設手摺、 アクリル板	4	
	階段補強踏板、蹴込板	4	
	屋内消火栓	4	

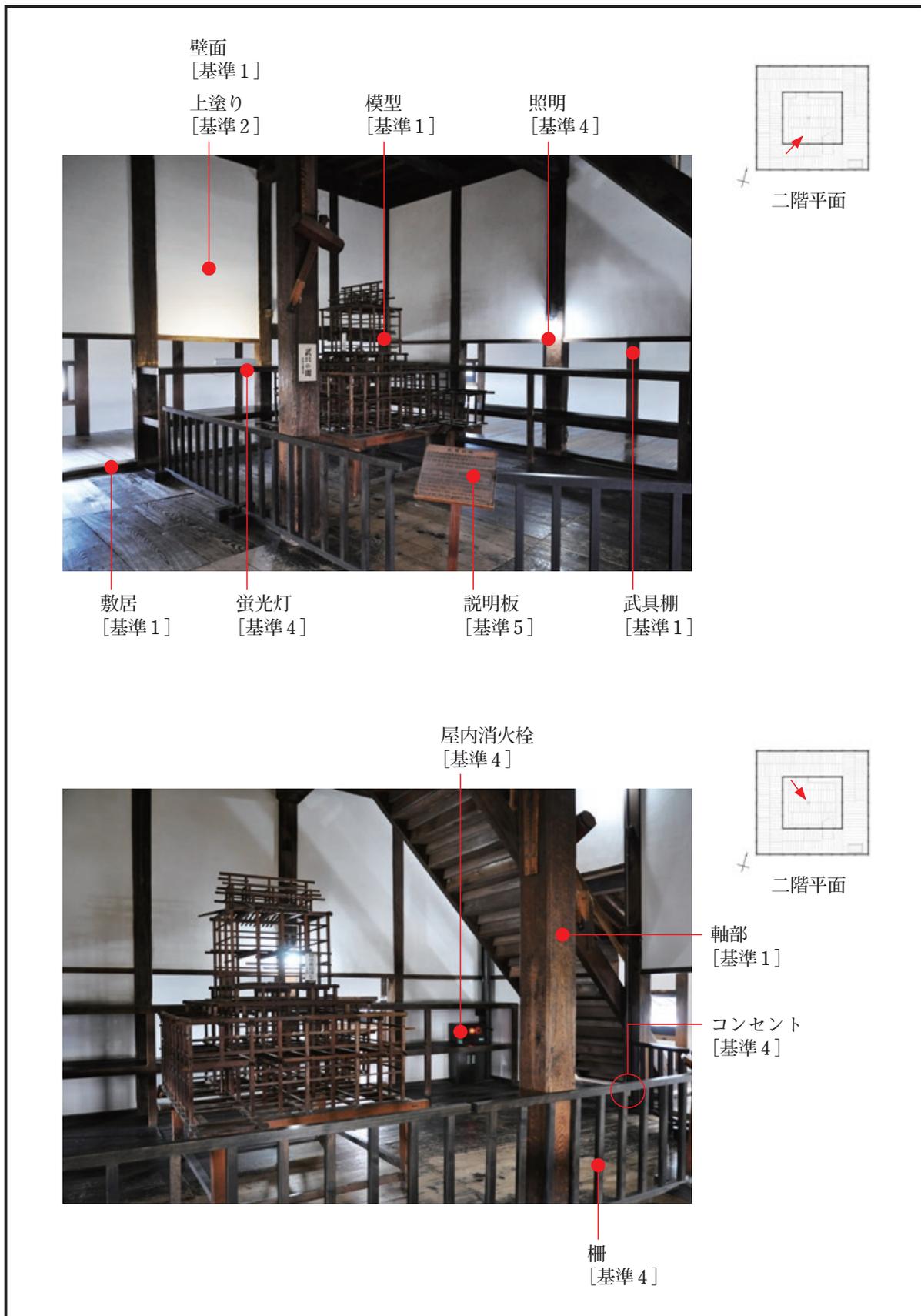


図4.34 二階武具の間の部位の設定と保護の方針

表4.44 二階武具の間の部位の設定と保護の方針

部分	部 位	基準	現 状 ・ 指 摘
二階 武具の間	床面	1	拭板敷
	壁面下地	1	
	壁面上塗り	2	白漆喰塗
	天井	1	根太天井
	長押	1	
	敷居・鴨居	1	
	軸部	1	
	武具棚	1	2段
	軸部模型	1	国宝指定対象外。ただし天守軸組のディテールを表す貴重なものであるため、基準1とした
	照明	4	電球
	コンセント	4	
	屋内消火栓	4	
	蛍光灯	4	
	額(壁掛け)	5	合計5個
	説明板	5	
柵	4		

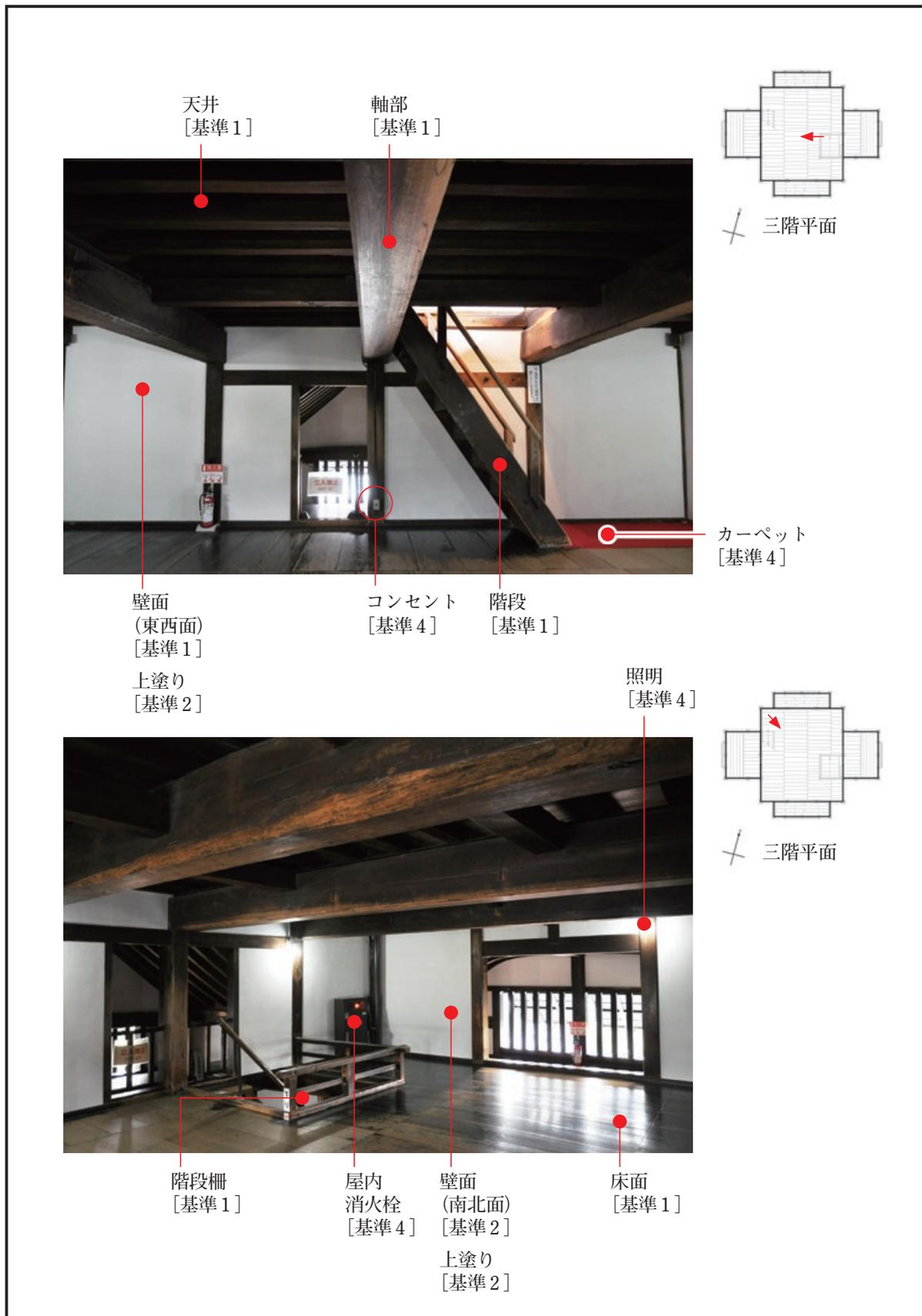


図4.35 三階内部の部位の設定と保護の方針

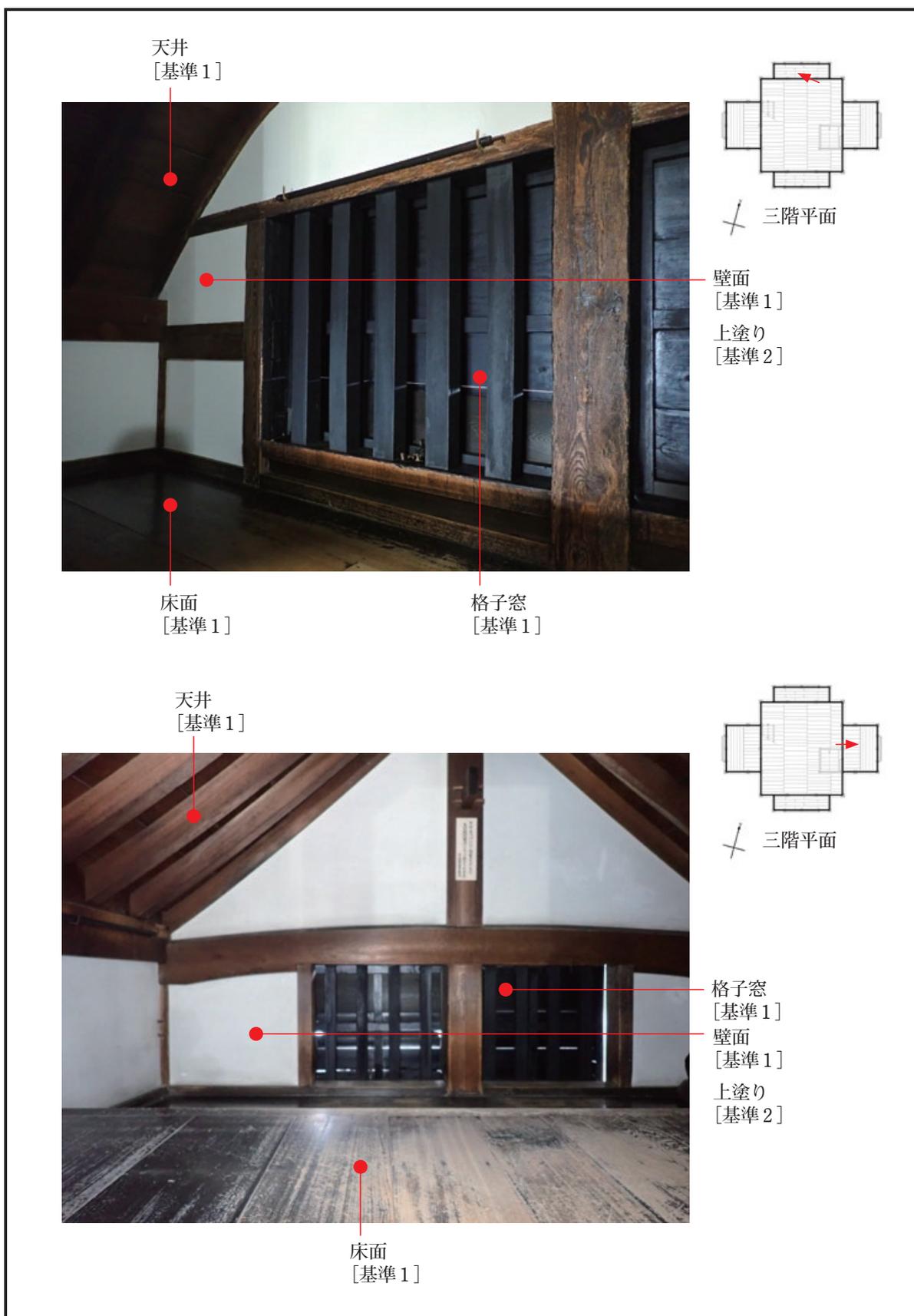


図 4.36 三階唐破風の間・破風の間 部位の設定と保護の方針

表4.45 三階内部の部位の設定と保護の方針

部分	部 位	基準	現 状 ・ 指 摘
三階 内部	床面	1	拭板敷
	壁面下地(東西面)	1	
	壁面下地(南北面)	2	註) 今後壁仕様を復元する可能性もあるため、基準2とした
	壁面上塗り	2	白漆喰塗
	天井	1	根太天井
	長押、敷居	1	
	軸部	1	
	階段、階段柵	1	
	カーペット	4	
	照明	4	電球
	屋内消火栓、警報機	4	
	コンセント	4	
	説明板	5	

表4.46 三階唐破風の間(南北共通)の部位の設定と保護の方針

部分	部 位	基準	現 状 ・ 指 摘
三階 唐破風 の間 (南北共通)	床面	1	拭板敷、一段下がり
	壁面下地	1	
	壁面上塗り	2	白漆喰塗
	天井	1	化粧屋敷裏
	格子窓	1	縦連子

表4.47 三階破風の間(東西共通)の部位の設定と保護の方針

部分	部 位	基準	現 状 ・ 指 摘
三階 破風の間 (東西共通)	床面	1	拭板敷、一部一段下がり
	壁面下地	1	
	壁面上塗り	2	白漆喰塗
	天井	1	化粧屋敷裏
	格子窓	1	縦連子
	柵	4	

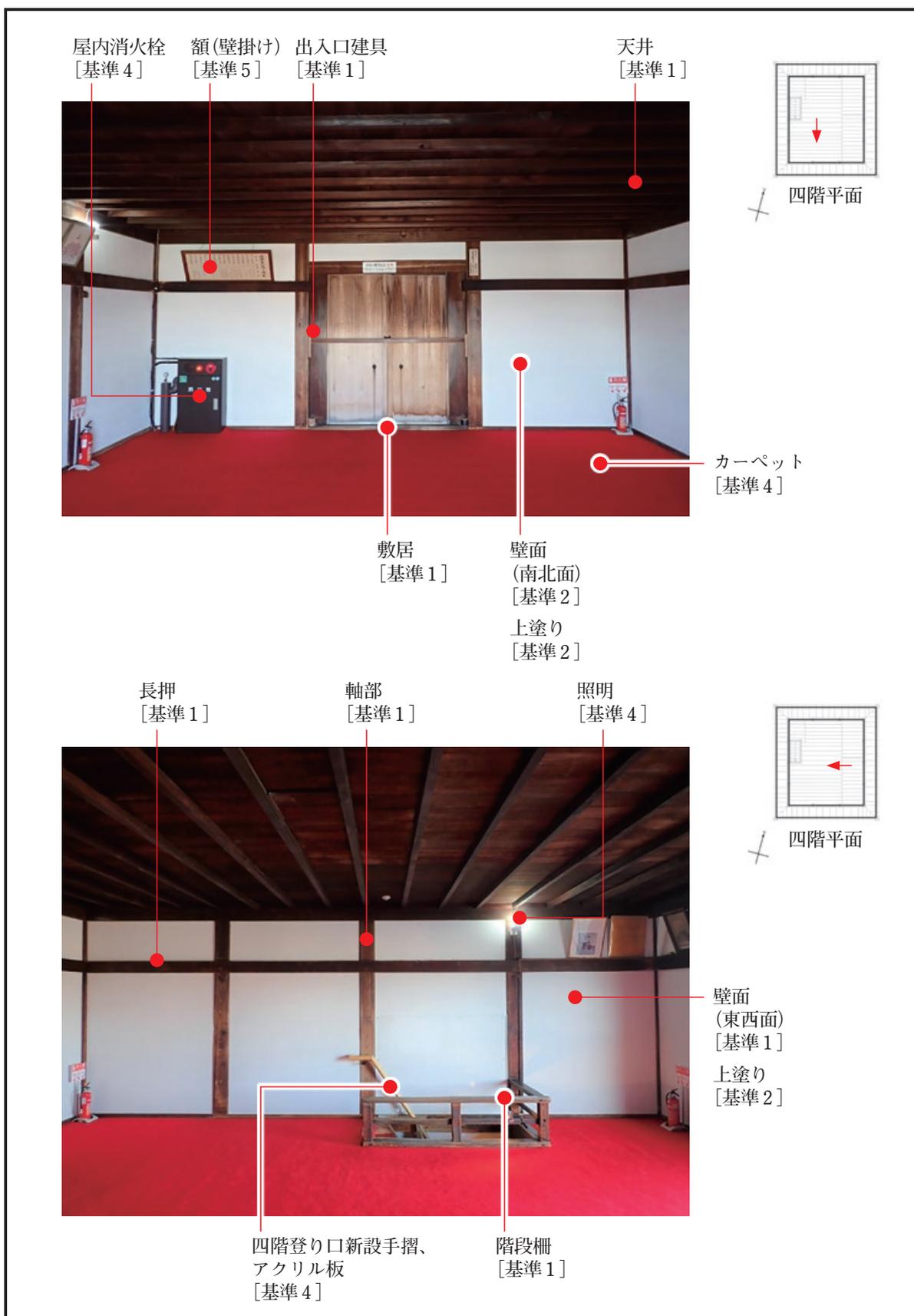


図4.37 四階高欄の間の部位の設定と保護の方針

表4.48 四階高欄の間の部位の設定と保護の方針

部分	部 位	基準	現 状 ・ 指 摘
四階 高欄の間	床面	1	拭板敷
	壁面下地(東西面)	1	
	壁面下地(南北面)	2	註) 今後壁仕様を復元する可能性もあるため、基準2とした
	壁面上塗り	2	白漆喰塗
	出入口建具	1	外開き棧唐戸
	天井	1	棹縁天井
	長押	1	
	敷居	1	
	軸部	1	
	階段柵	1	
	カーペット	4	
	四階登り口新設手摺、 アクリル板	4	
	照明	4	電球
	コンセント	4	
	屋内消火栓	4	
	説明板	5	
額(壁掛け)	5	合計20個	

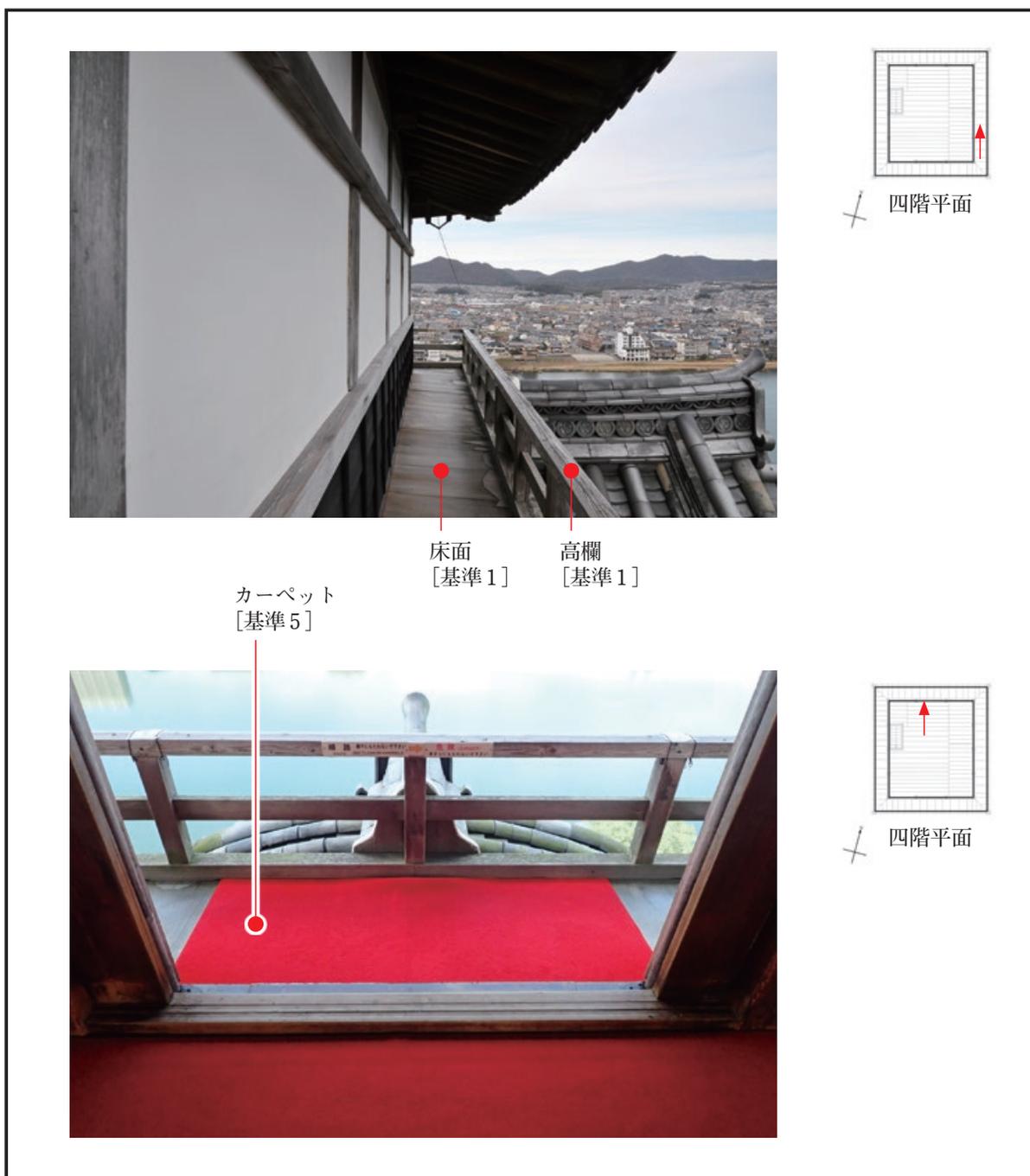


図 4.38 四階廻縁の部位の設定と保護の方針

表 4.49 四階廻縁の部位の設定と保護の方針

部分	部 位	基準	現 状 ・ 指 摘
四階廻縁	床面	1	拭板敷
	高欄	1	
	カーペット	5	

2 天守の管理計画

(1) 管理体制

現在天守の管理団体は犬山市である。なお、日常の管理業務は犬山城管理事務所が実施している。管理業務を効率よく行えるように、犬山城管理事務所は天守南約50mにある犬山城楼門(入場門)の二階に拠点を置いている。また、緊急時の対応等も含めて、災害対策室としても機能している。

天守の保存管理上協議や指導が必要な場合、所有者と情報を共有しながら、愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室を通じて文化庁へ連絡を取る。専門的な知見を必要とする場合は、犬山城修理委員会から意見を聴取する。

今後も同様の体制で管理を実施する。

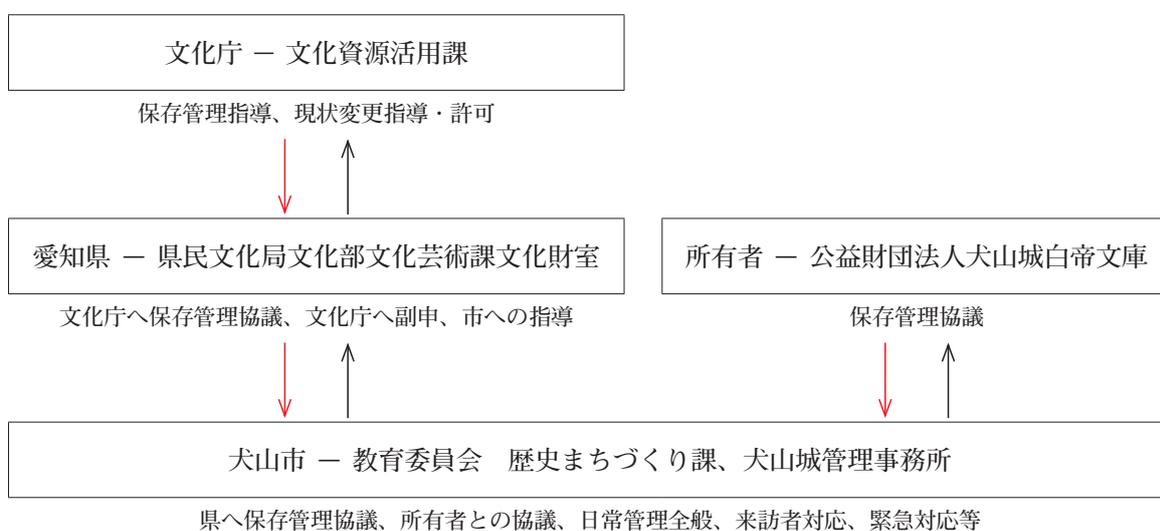


図4.39 保存管理上の連絡体制

(2) 管理方法

ア 保存環境の管理

天守の保存環境を良好に維持するために、以下の事項について管理方法、実施者、責任者をまとめる。

(ア) 清掃、整理整頓に関する事項

毎日天守の内部及び周辺が常にきれいな状態であることを確認し、建物内外の清掃を行う：

- 必要に応じて、内部木部の汚れを固く絞った雑巾で除去する
- 床板の清掃は箒や乾拭きで行い、必要に応じて固く絞った雑巾を用いる
- カーペットの清掃は清掃機で行う
- 畳の清掃、メンテナンスを行う
- 化学雑巾や薬品は基本的に使用しない
- 床板、敷居、建具溝内の砂、小石等は部材を傷つけるため、丁寧に除去する
- 落葉等の清掃、処理(特に出入口前のテントと軒樋の間に落ち葉が溜まりやすい)
- 天守台石垣の植物や異物を除去する

また、清掃用の備品等については適切な収納場所を決め整頓を心がけると共に、収納物品と収納場所の湿気に十分注意を払う(特に地下部分)。展示品等の設置や移動時に壁、床面等への衝撃を避ける。

(イ) 日照、通風の確保に関する事項

開館前に窓を開け、天守内の明るさと通風を確保し、閉館後に防雨、防犯のため窓を閉める。ただし、強風、暴雨時には窓を開けない。建具の開閉時の取扱いは丁寧に行う。

(ウ) 蟻害、虫害、腐朽防止に関する事項

毎日の清掃時に水分を拭き取り、目視点検により、蟻害、虫害、腐朽、金属の錆の早期発見に努め、定期的な防虫、防腐の処置を行う。日常清掃対象外のところについては期間を定めて定期点検を行う。虫害や腐朽を発見した場合、直ちに犬山市教育委員会に連絡し、指示を受けて処置を行う。その上で、被害の原因を徹底的に調べ、改善策を図る。

(エ) 風水害に関する事項

強風、暴雨、大雪の予報に常に注意を払い、特に警報が発令された場合は、窓を閉める等、被害防止の処置を執る。強風、大雨、大雪が発生した後は、天守内外、廻縁及び天守の周囲の異常やき損の有無を確認する。異常やき損を発見した場合、直ちに犬山市教育委員会に連絡し、指示を受けて応急処置を行う。また、日常管理時においても雨漏り等による湿潤箇所の発見に努め、その原因を徹底的に調べ、改善策を図る。

イ 維持管理

天守を良好な状態に保つために、定期的に点検を行い、その状況を記録する。点検の頻度と方法については専門家の助言を得て定める。き損等の異常箇所を発見した場合には速やかに対処する。

表4.50 犬山城天守の点検リスト

	点 検 項 目
木部一般	・蟻害、虫害
石垣	・石垣カルテを使って、石のゆがみやずれ等定期点検を目視で行う
軸部	・腐朽、ゆがみ、汚損等
外壁漆喰	・亀裂、浮き、剥離等
外壁下見板	・割れ、弛緩、脱落、腐朽等
内壁漆喰	・亀裂、浮き、剥離、汚損等
内板壁	・割れ、腐朽、汚損等
床板	・ささくれ、割れ、浮き、傷、汚損等
屋根瓦	・割れ、ずれ、脱落等
建具	・建付、木部の腐朽、割れ、脱落等
階段	・ゆがみ、たわみ、腐朽等
金具類	・錆、弛緩等
基準4、基準5に該当する部位	・電気配線、コンセント、照明器具の不具合、ほこりのたまり等

き損等の対処方法のうち、「軽微な修繕」に該当する行為を下記の表に示す。「軽微な修繕」については、管理行為として、文化財保護法第33条に規定される「き損届」及び同法第43条の2に規定される「修理届」は基本的に不要とする。ただし、いずれも以下の全てに該当する場合に限る：

- き損の原因が明確(経年の劣化や摩耗等)、かつ故意の損壊に該当しない
- き損箇所周辺の「基準1」または「基準2」の部位に影響を及ぼさない
- 同種材、同仕様による修繕
- 外部足場を組む必要がある場合を除く

表4.51 軽微な修繕

	軽 微 な 修 繕
石垣	• 脱落した間詰め石の詰め直し
外壁下見板	• 雨仕舞や木部保護のために、き損部分に板を張り重ねる等の養生
内部の板壁、床板	• 木部保護と来訪者の安全のために、き損部分にシートを張る等の養生
建具	• 雨仕舞や木部保護のために、き損部分に板を張り重ねる等の養生 • 脱落を防ぐために、紐等による仮止め
屋根瓦	• 応急的な瓦の差し替えまたは据え直し
階段	• 補強踏板と蹴込板の取替
金具類	• 丁番、釣金具等への施油 • 金具の緩みや傾斜の補正
基準4、基準5に該当する部位	• コンセント、照明器具の撤去または更新

軽微な修繕に該当するかどうか判断が困難なものについては、愛知県民文化局文化部文化芸術課文化財室を通して文化庁と協議する。「軽微な修繕」に該当しない場合は「第4章 第3節 3 天守の修理計画」を参照する。修理の記録管理について、現在は「施設カルテ」を使って維持管理を含める修理工事履歴を記録している。今後天守の保存管理に関する基礎資料として、修理記録の書式と内容の改善を検討する。

ウ その他

昭和期の解体修理の完成後に、下記の部材が天守四階小屋内又は床下に資料として保存された：

- 一階上段の間の床・棚の痕跡がある柱、同大引、帳台構造材その他
- 二重屋根東妻旧破風板、二重軒茅負
- 三重屋根南北妻破風板、懸魚及び木連格子
- 四階花燈窓

これらと別に、令和元年度(2019)に竣工した修理工事の保存材も四階小屋内に保存した。今後保存材の記録と管理方法を検討する。

3 天守の修理計画

天守は現在良好な状態であるため、当面大規模な修理を要しない。今後の修理方針として、基本的に建物、部材等が大きくき損する前に必要な処置を行う。部材の劣化や汚損によって、屋根や壁漆喰等の修理は今後必要に応じて実施する。

天守を修理しようとするとき(「軽微な修繕」の場合を除く)は、文化財保護法第43条に基づき、

修理に着手しようとする日の30日前までに、文化庁長官に「修理届」を提出する必要がある。修理届に係る修理が終了したときは、その結果を示す写真又は見取図を添えて、遅滞なく文化庁長官に報告する。また、修理は文化財建造物修理主任技術者の配置を必要とし、必要に応じて、所有者、犬山城修理委員会、愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室及び文化庁と事前協議の上、方針や仕様を決定する。天守の現状変更を伴う場合は文化庁長官の許可を受ける必要がある。「修理届」と「現状変更許可申請」の手続きと記載事項等は「第4章 第5節5 保護にかかる諸手続き」を参照する。

災害によりき損した場合には、直ちに応急処置または養生の処置をとり、所有者、愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室及び文化庁と協議の上、速やかに復旧する。また、き損を知った日から10日以内に文化庁長官に「き損届」を提出する。書類提出については「第4章 第5節5 保護にかかる諸手続き」を参照する。

建物の仕様に関する新しい調査結果と確実な根拠を得ることができた場合、該当する「部分」と「部位」の保護方針を適宜に見直し、その復原を修理計画の一部として検討を行う。復原は天守の文化的価値を高める、あるいはその理解の促進に資するものを条件とし、犬山城修理委員会の意見を聞き、所有者、愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室及び文化庁と協議しながら、その方針と仕様の案を作成し、文化財保護法第43条に基づく文化庁長官の現状変更の許可を取る。

(1) 修理届の事前届出を不要とする行為(修理届の緩和措置)

以下の行為について、「修理届」の修理着手前の提出を不要とし、修理が終了したときに修理の結果報告を提出することとする。また、文化財建造物の修理実績のある業者による施工を条件とする。修理の緩和措置に関する判断が困難な場合は、愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室を通して文化庁と協議する。

表4.52 内壁漆喰の修理届の緩和措置

対象	内壁漆喰
修理内容	・上塗面のペーパーがけとノロ刷毛塗りによる漆喰の修理
緩和の必要性	・雨漏りや来訪者の接触による汚損が付きやすい箇所である ・白い内壁漆喰の汚損は目立ち、天守内部の美観を損ねる
想定実施回数	・汚損状況に応じて実施する(計画期間中1回程度を想定)
手法・備考	・現状と同種材料による修理 ・令和元年(2019)度に竣工した修理工事の報告書、『国宝犬山城天守保存修理工事報告書』(2020)を参照し、適切な材料調合と施工方法を採用する



図4.40 上塗面のペーパーがけ、『国宝犬山城天守保存修理工事報告書』(2020)から引用



図4.41 ノロ刷毛塗りによる漆喰の修理、『国宝犬山城天守保存修理工事報告書』(2020)から引用

表4.53 外部木部の修理届の緩和措置

対 象	外壁下見板、建具枠、建具
修理内容	<ul style="list-style-type: none"> • 塗装の塗り直し • ただし外部足場を組む必要がある場合を除く
緩和の必要性	<ul style="list-style-type: none"> • 雨に晒される外部木部を保護するために、劣化した塗装を早急に塗り直す必要がある
想定実施回数	<ul style="list-style-type: none"> • 塗装の劣化状況に応じて実施する(計画期間中1回程度を想定)
手法・備考	<ul style="list-style-type: none"> • 現状と同種材料、同仕様による塗り直し • 令和元年(2019)に外部木部の塗装を塗り直した。『国宝犬山城天守保存修理工事報告書』(2020)を参照し、適切な施工方法を採用する • 特に黒色塗装には墨塗・柿渋塗りと造膜型木材保護塗料のところがあるため、事前に各施工場所の現状材料を確認する。下地処理を基本的にRB種とする



図4.42 建具枠と格子の塗装塗り直し

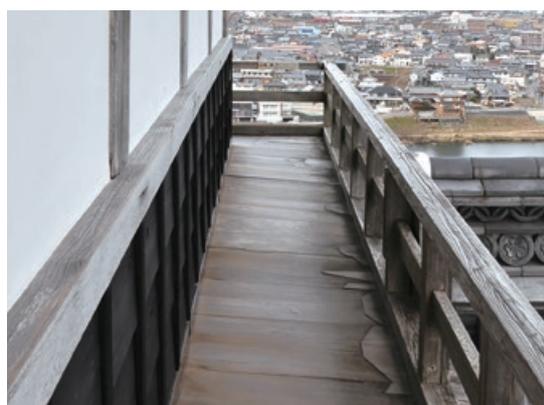


図4.43 塗装塗り直し後の四階外壁下見板

表4.54 四階廻縁床板・高欄の修理届の緩和措置

対 象	四階廻縁の床板と高欄
修理内容	<ul style="list-style-type: none"> • 腐朽が確認された四階床板・高欄の矧木、埋木修理
緩和の必要性	<ul style="list-style-type: none"> • 四階廻縁床板・高欄は雨に晒されるため、腐朽や破損が発生しやすい • 見学への影響が大きいとため、破損した場合早急の修理が必要
想定実施回数	<ul style="list-style-type: none"> • 必要に応じて実施する(計画期間中1回程度を想定)
手法・備考	<ul style="list-style-type: none"> • 現状と同種材料、同仕様による修理 • 解体に伴う場合は、解体した部材を同じ位置に復旧する • 平成25年(2013)に四階廻縁の床板・高欄の応急修理を実施した。修理工事の報告書を参照し、適切な施工方法を採用する



図4.44 埋木による高欄の修理

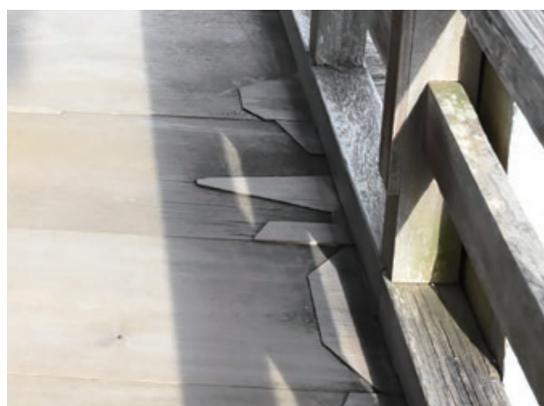


図4.45 埋木による廻縁床板修理

第4節 植生管理

1 樹木管理の考え方

史跡指定地内の樹木(群)に対する管理の考え方は下記のとおりである。

城山外縁地区や三光寺山地区に生育する樹木(群)は自然性の高いシイ・カシ林を構成し、かつ城山の景観を形成する上で重要な要素の一つとなっている。また、樹木が城山斜面を覆うことで、斜面の安定性の維持にも寄与している。しかし、この樹木(群)に対する管理は廃城後十分に行われていなかったため、これらの中には史跡犬山城跡の本質的価値である遺構や史跡景観に悪影響を及ぼす要因となっている樹木が存在している。また、来訪者の安全上の問題として、枯損した枝や腐朽した幹の落下が想定される樹木もある。

このため、今後、史跡指定地内の樹木管理は、遺構の保全、天守の眺望確保、来訪者の安全管理への対策と、城山に成立する自然性の高い植生の健全な育成を目的として計画的に行うことが求められる。

【樹木管理の考え方】

- ・ 史跡犬山城跡の本質的価値を構成する諸要素に影響を及ぼす樹木を適切に管理し、石垣などの遺構の保全を図る。
- ・ 景観の中心である天守の眺望を阻害する樹木や景観を乱す樹木を適切に管理し、眺望・景観の向上を図る。
- ・ 来訪者の安全確保に支障となる樹木を適切に管理し、憩いの場としての環境整備を図る。
- ・ 木曾川河畔に成立する自然性の高い植生(シイ・カシ林)を適切に管理し、健全な育成を図る。

2 管理ゾーンと管理目標

前項で設定した史跡指定地内の樹木管理の考え方を踏まえ、史跡犬山城跡の本来の役割や機能、現在の利用特性に基づいて3つに区分したゾーンごとに、樹木管理の目標を設定した。

【管理ゾーンとその内容】

- 「曲輪ゾーン」(本丸地区、杉の丸地区、縦の丸地区、桐の丸地区、松の丸地区、大手道地区、西御殿跡地区)
天守や神社、管理施設等が所在し、来訪者の立ち入りが頻繁なゾーン
- 「三光寺山ゾーン」(三光寺山地区)
平坦地が都市緑地として利用され、斜面部は自然性の高い植生が成立しているゾーン
- 「城山外縁ゾーン」(城山外縁地区)
城山の外周(北側、東側、西側)を取り囲む山麓の部分で、自然性の高い植生が成立し、かつ城山外周の景観を構成しているゾーン

表4.55 管理ゾーンごとの管理目標

ゾーン	管 理 目 標
曲輪 本丸地区 杉の丸地区 樅の丸地区 桐の丸地区 松の丸地区 西御殿跡地区 大手道地区	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構に影響を及ぼす恐れのある樹木を積極的に管理する。 ・天守の眺望に影響を及ぼす恐れのある樹木を積極的に管理する。 ・来訪者の安全確保に影響を及ぼす恐れのある樹木を積極的に管理する。
三光寺山 三光寺山地区	<ul style="list-style-type: none"> ・天守の眺望に影響を及ぼす恐れのある樹木を積極的に管理する。 ・来訪者の安全確保に影響を及ぼす恐れのある樹木を積極的に管理する。 ・植生の質に影響を及ぼす恐れのある樹木等を必要に応じて管理する。
城山外縁 城山外縁地区	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構に影響を及ぼす恐れのある樹木を積極的に管理する。 ・天守の眺望に影響を及ぼす恐れのある樹木を積極的に管理する。 ・植生の質に影響を及ぼす恐れのある樹木等を積極的に管理する。 ・景観に影響を及ぼす恐れのある樹木を必要に応じて管理する。

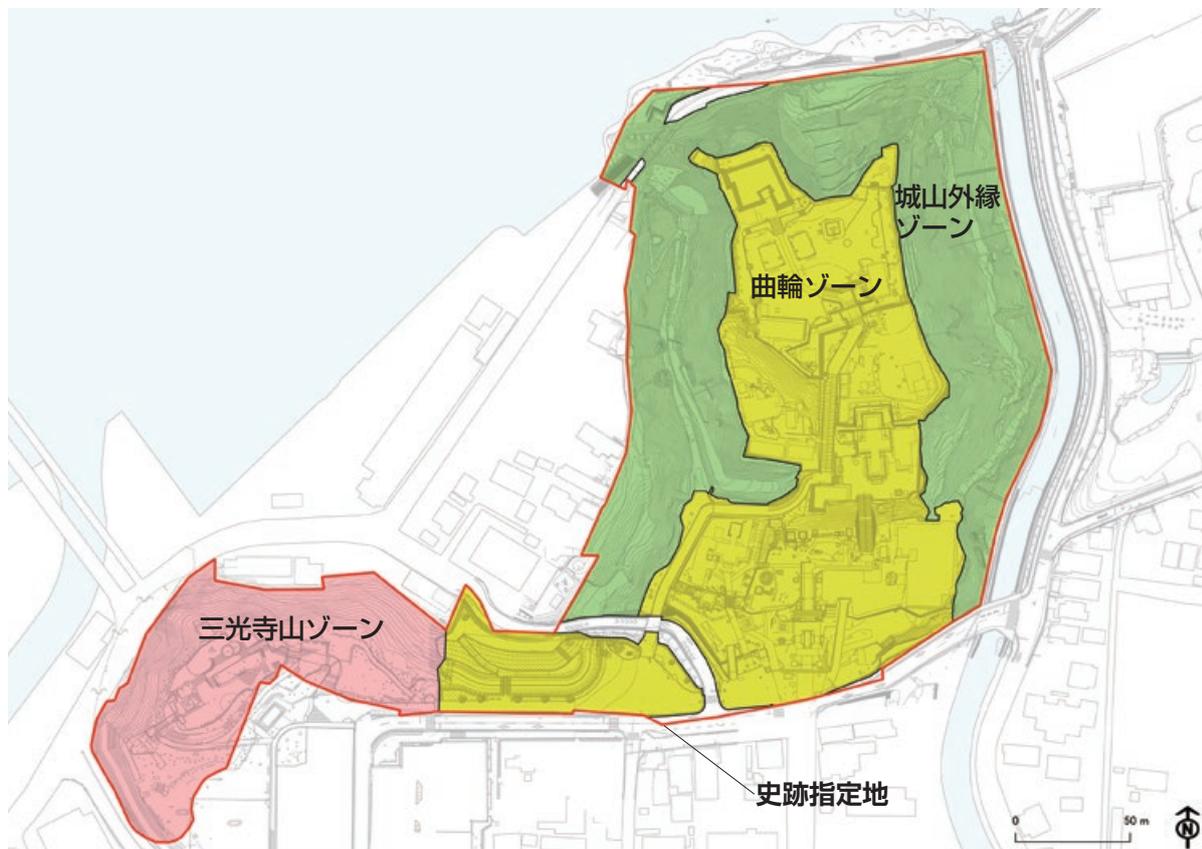


図4.46 史跡指定地内の樹木管理ゾーン区分図(「犬山城樹木調査(令和2年度)」より抜粋)

3 管理対象木

管理対象とする樹木は、以下の5つに区分した。

なお、管理対象木は平成27年度(2015)、令和元年度(2019)、令和2年度の樹木調査結果に基づき選定したものである。なお、植栽木については、その来歴を確認した上で、管理対象の判断を行う。

【管理対象木の5区分とその概要】

① 遺構に影響を及ぼす恐れのある樹木 ・支障木(損傷(石垣)、崩落(亀裂)、倒伏(侵食・根返り)、損傷(石積))
② 眺望に影響を及ぼす恐れのある樹木 ・天守の眺望に影響する樹木
③ 来訪者の安全確保に影響を及ぼす恐れのある樹木 ・支障木(衰弱(幹折れなど))
④ 植生の質に影響を及ぼす恐れのある樹木 ・支障木(衰弱(幹折れなど))、遷移初期種の樹木等、つる植物
⑤ 景観に影響を及ぼす恐れのある樹木 ・樹冠スカイライン※を乱す樹木

※樹冠スカイライン：樹林の樹冠が形成する連続的なライン。周囲の樹冠の高さから突出した樹木があるとスカイラインが乱れるため、景観を損なう可能性がある。

表 4.56 管理対象木の管理ゾーン別の本数(「犬山城樹木調査(令和2年度)」より抜粋)

管理対象木 区分	管 理 ゾ ー ン						総 計
	曲 輪	三光寺山	城山外縁	東	北	西	
①遺構	107本	—	81本	17本	52本	12本	188本
②眺望	47本	12本	369本	203本	48本	118本	428本
③来訪者	1本	4本	—	—	—	—	5本
④植生	4本	29本	56本	29本	5本	22本	89本
⑤景観	—	—	29本	—	22本	7本	29本
総 計	159本	45本	535本	249本	127本	159本	739本

(1) 遺構に影響を及ぼす恐れのある樹木

本基準に該当するのは、支障木として記録した樹木のうち、本質的価値(遺構)に直接的に影響を及ぼす恐れのある「損傷(石垣)」、間接的に影響を及ぼす恐れのある「崩落(亀裂)」「倒伏(侵食・根返り)」「損傷(石積)」の4つに該当する計24種188本の樹木である。遷移初期種等の樹木が上記基準に該当する場合も含める。

なお、遺構の顕在化に影響を及ぼす恐れのある樹木も本基準に含めて対応する。

ア 石垣等を損傷する恐れのある樹木

史跡犬山城跡の本質的価値の構成要素である石垣やその他の地下遺構に直接的に影響を及ぼす可能性のある樹木で、支障木「損傷(石垣)」として記録した計21種120本の樹木が該当する。

一般的に水分や養分を吸収する樹木の細根は、樹冠の投影面積と同程度の広がりを持つとされている。このため、石垣の天端付近に生育している樹木の根の影響も石垣やその他の地下遺

構に及んでいる可能性がある。特に、石垣の場合、複数の要因(裏込めの水の通り道を塞ぐ、水が1ヶ所に集中して流れる、根の腐った跡が空洞になる等)によって、石垣のはらみ出しや天端石のズレが生じ、石垣の安定性が失われ、崩れやすくなる。このほか、地震や強風により樹木(根)が揺さぶられることで、石垣が崩壊することも想定される。

このため、石垣の変状の有無にかかわらず、速やかに対策を講じる必要のある樹木である。

■石垣上に生育する樹木



図4.47 石垣等を損傷する恐れのある樹木の例(「犬山城樹木調査(令和2年度)」より抜粋)

イ 斜面を崩落させる恐れのある樹木

遺構の保存に間接的に影響を及ぼす可能性のある樹木で、支障木「崩落(亀裂)」「倒伏(侵食・根返り)」として記録した計14種39本(崩落(亀裂)：11種30本、倒伏(侵食)：7種9本)の樹木が該当する。

この基準に該当する樹木は斜面に生育している場合、強風による揺れが継続することによって、斜面表面にできたひび(亀裂)をきっかけに、表面侵食からガリー侵食(※)へ、さらにガリー侵食が発展して土砂の流出を誘発することがある。また、強風時の樹木の揺れが根に伝達して土層を緩めたり、根系基盤が周囲の土壌から引きはがされたり、あるいは樹体が転倒・根返りすることで斜面崩落を誘発することがある。調査時点(令和2年度)において、斜面の状態は安定しているものの、斜面の状況を注視する必要がある樹木である。

※ガリー侵食：雨水の流れによって地表面が削られて形成された溝。



図 4.48 斜面を崩落させる恐れのある樹木の例(「犬山城樹木調査(令和2年度)」より抜粋)

ウ 斜面の安定施設を損傷する恐れのある樹木

遺構の保存に間接的に影響を及ぼす可能性のある樹木で、支障木の「損傷(石積)」として記録した計12種29本の樹木が該当する。

七曲の石積は『犬山城総合調査報告書』(犬山市教育委員会 2017)において、「該当する石積みは現代(昭和50年代)の砂防工事により構築されたもので、犬山城に直接関係するものではない」とされており、本質的価値の構成要素とは異なる。しかし、この石積(練石土留工)は、斜面の勾配を緩くし、地盤を安定させることで急傾斜地の不安定な土砂の移動を抑制する機能がある。遺構を保存する上で、土砂災害警戒区域に指定された城山外縁地区の斜面安定性を確保することは重要である。調査時点(令和2年度(2020))において、石積に変状は認められないものの、今後も注視する必要がある樹木である。



図 4.49 斜面の安定施設を損傷する恐れのある樹木(「犬山城樹木調査(令和2年度)」より抜粋)

(2) 眺望に影響を及ぼす恐れのある樹木

平成30年度(2018)実施の犬山城眺望調査の成果を活用して、該当する樹木の抽出を行った。本基準に該当するのは、天守や天守台石垣の眺望に影響を及ぼす恐れのある樹高8.0mを超える計24種428本の樹木である。曲輪ゾーンでは、尾根状に張り出した地形(七曲門跡付近)のため、樹高8.0m未満の樹木にも本基準に該当するものがあつた。また、三光寺山ゾーンでは天守と方位表示・周辺城郭案内板を結ぶ視線とその周囲、城山外縁ゾーンでは主に斜面上部に生育する樹木が本基準に該当した。なお、遷移初期種等の樹木が上記基準に該当する場合も含める。

史跡指定地内の樹木(群)は、その存在が史跡犬山城跡の景観を特徴づけているため、遺構への影響を配慮しつつ、速やかに対策を講じる必要がある。



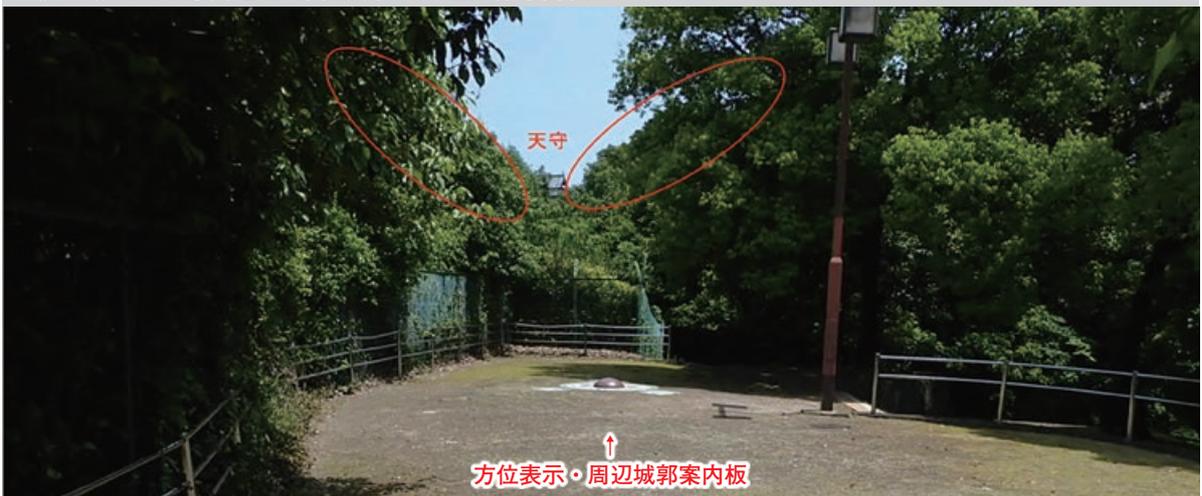
図4.50 視点場から天守への眺望に影響を及ぼす恐れのある樹木(群) (令和2年度時点)
(○印) (「犬山城樹木調査(令和2年度)」より抜粋)

■視点場：木曾川河畔



(R2.10.12 撮影)

■視点場：三光寺山地区(方位表示・周辺城郭案内板)



(R2.6.5 撮影)

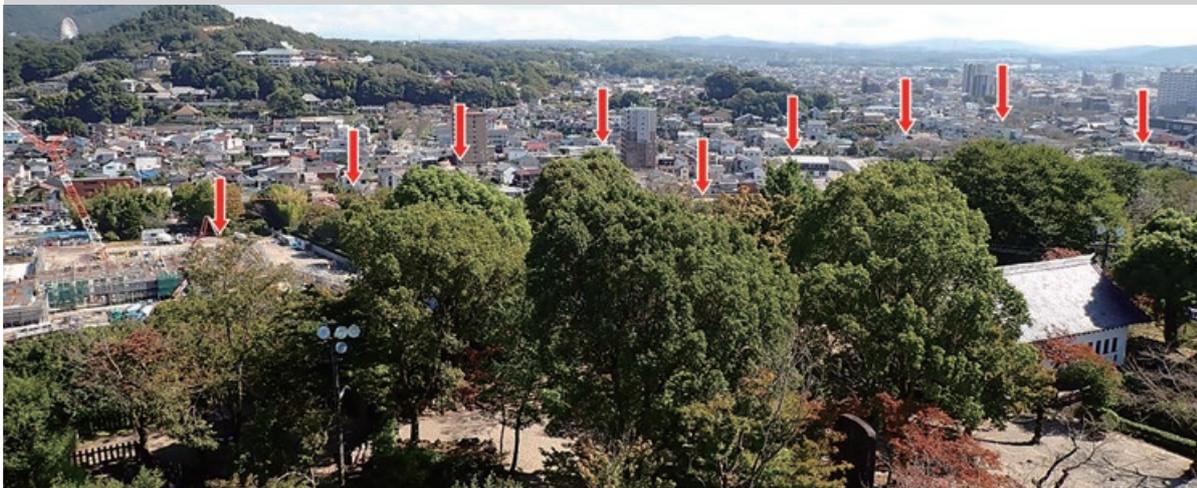
図 4.51 視点場から天守への眺望に影響を及ぼす恐れのある樹木(群) (令和2年度時点)
(○印) (「犬山城樹木調査(令和2年度)」より抜粋)

■天守(廻縁)から内田防災公園方向



(R2.10.12 撮影)

■天守(廻縁)から東方向



(R2.10.12 撮影)

■天守(廻縁)から木曾川河畔(上流側)方向



(R2.10.12 撮影)

図4.52 天守／廻縁からの眺望に影響を及ぼす恐れのある樹木(群) (矢印)
(令和2年度時点) (「犬山城樹木調査(令和2年度)」より抜粋)

(3) 来訪者の安全確保に影響を及ぼす恐れのある樹木

本基準に該当するのは、来訪者の安全確保に直接的に影響する恐れのある、支障木の「衰弱(空洞化など)」として記録した計4種5本の樹木である。

この基準に該当する樹木は、樹木の病害、枯れ枝、ぶら下がり枝、幹の内部腐朽(空洞化)、根の腐朽に起因する倒木や枝折れ、道路・園路などに枝が大きく張り出し、通行の支障になることなどによって来訪者の安全確保に支障をきたす恐れがある。このため、状況に応じて速やかに対策を講じる必要のある樹木である。なお、遷移初期種等の樹木が上記基準に該当する場合も含める。

樹木は日々の成長のなかで末梢の枯れ、風雨による枝折れなどが発生する。来訪者の安全確保に支障をきたす樹木の存在は日々変化するため、来訪者の立ち入りが頻繁な地区では、新たな管理対象木の有無に注視する必要がある。



図 4.53 来訪者の安全確保に影響を及ぼす恐れのある樹木の例
(「犬山城樹木調査(令和2年度)」より抜粋)

(4) 植生の質に影響を及ぼす恐れのある樹木

本基準に該当するのは、「倒伏(侵食・根返り)」として記録した1種1本、来訪者の立ち入りできない場所に生育する支障木の「衰弱(幹折れなど)」として記録した計14種43本、重点対策外来種の1種45本の計15種89本の樹木である。このほか、城山外縁ゾーンおよび三光寺山ゾーンの斜面部に生育する遷移初期の10種の樹木、林内の種多様性を低下させるササ類、樹木を衰弱させる恐れのある4種のつる植物が該当する。

城山外縁ゾーンと三光寺山ゾーンはシイ類・カシ類による常緑広葉樹林とアベマキやムクノキなどによる落葉広葉樹林からなる自然植生が成立し、その植生を構成する遷移後期種の樹木が史跡犬山城跡の植生景観を印象付けている。しかし、遷移初期種の樹木が侵入・定着している場所もあるため、木曾川河畔の植生資源の質の向上と景観との調和を図る管理が必要である。

なお、土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所があり、備えが必要である。樹木が城山の斜面を覆うことにより、裸地化している場所は無く、斜面の崩壊や雨滴によるガリー侵食の発生を防止しているため、遷移初期種の樹木の管理は樹高2.0mを超えるものを対象とする。

■幹の腐朽(空洞化)



城山外縁地区 西斜面(R2.3.19 撮影)

■幹折れ



城山外縁地区 西斜面(R2.7.3 撮影)

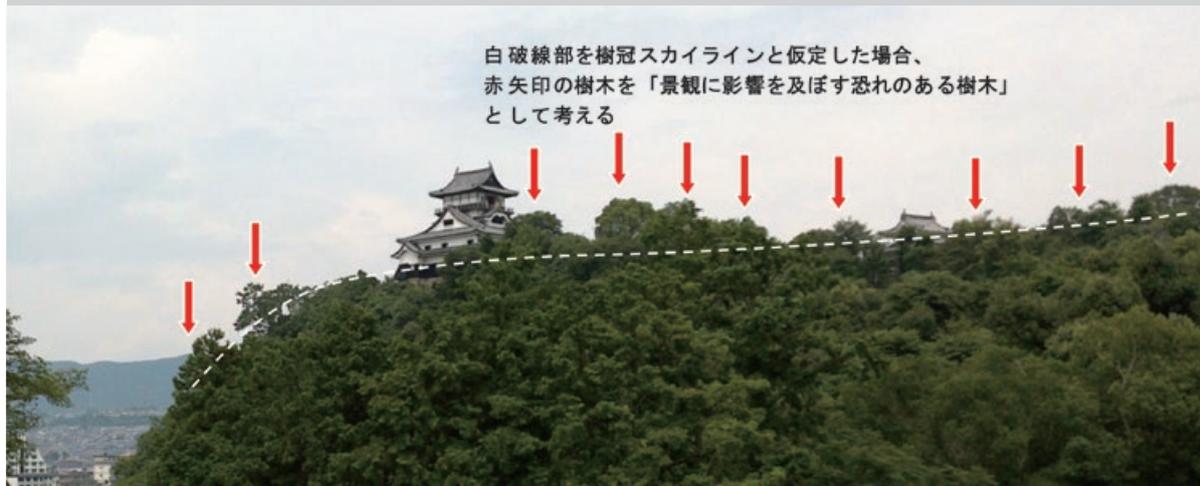
図4.54 植生の質に影響を及ぼす恐れのある樹木(衰弱木)の例
〔「犬山城樹木調査(令和2年度)」より抜粋〕

(5) 景観に影響を及ぼす恐れのある樹木

本基準に該当するのは、樹冠スカイラインを乱す恐れのある計6種29本の樹木である。

樹木の高さが植生景観全体に与える影響は大きく、周辺の樹木(群)の樹冠が形成する連続的なライン(樹冠スカイライン)から突出した樹木がある場合、樹冠スカイラインを乱し、景観上の支障が大きくなる。このため、これら樹木を整備し、樹冠スカイラインの揃った景観に整備する必要がある。

■西御殿跡からの景観



(R2.7.20 撮影)



図 4.55 景観に影響を及ぼす恐れのある樹木群の考え方・イメージ
 (「犬山城樹木調査(令和2年度)」より抜粋)

4 管理方法

樹木管理は、主幹や側枝、萌芽枝を伐採する「伐採管理」と日々の樹木の健全育成を促すための「日常管理」、樹木の生育状況の変化に伴う管理対象目的や対象木の再検討、管理後の効果検証や新たな課題の抽出や改善策を検討するためにモニタリング調査を行う「維持管理」の3つの管理方法で実施する。

史跡指定地内の樹木を適切に管理するためには、問題点を早期に発見し、適切な対応を行う必要がある。また、点検で発見した問題点については必要に応じて専門家に意見を求め、適切に対応することが重要である。

(1) 伐採管理

伐採管理は、主幹や萌芽枝を含む側枝を全て除去する「伐採管理(完全伐採)」と萌芽枝を残し、主幹および側枝を伐採する「伐採管理(部分伐採)」の2つの手法がある。これらのうち、「伐採管理(部分伐採)」は伐採後の切株から発生した萌芽枝を利用して樹林を若がえらせ、植生の健全化を図る、「萌芽更新」の考え方に基づいた管理方法を採用したものである。

なお、伐採した樹木は玉切り(2.0m以内の長さ)し、林内に残置する。玉切り材が動くおそれがある場合は、安定するまで転がすか杭止めを行い、安定させる必要がある。また、腐朽木や病虫害木を伐採した場合は、他の樹木への腐朽菌や病虫害などの感染を予防するための処置を適切に実施することを原則とする。

【適正時期】

(完全伐採・部分伐採 共通)

伐採管理は、萌芽の良好な発生が期待できる時期(11月から1月頃)の実施を原則とする。

ただし、遺構への損傷や来訪者への安全確保に影響を及ぼす恐れがある場合、病虫害被害の発生・拡大が認められた場合など、緊急性を伴う場合は適宜実施する。

ア 完全伐採

「伐採管理(完全伐採)」は、曲輪ゾーン、三光寺山ゾーン、城山外縁ゾーンに生育する遷移初期種の樹木(ササ類、つる植物を含む)、支障木(遺構、来訪者)に該当する遷移後期種の樹木を対象にした管理方法である。

伐採位置は単木・株立木のいずれも主幹および萌芽枝を含む側枝の根元とし、傾斜地では斜面上側の地際から10cm程度の高さで伐採することを基本とする。また、伐り口は可能な限り平滑にし、斜面下側にやや傾斜させることで、雨水の滞留とそれに伴う切断面の腐朽の進行を遅らせる。

なお、三光寺山ゾーン、城山外縁ゾーンの斜面部に生育する遷移初期種の樹木は、伐採後の斜面崩壊や雨滴によるガリー侵食の発生を防止する効果がある。このため、樹高2.0m以下のものは伐採せず、残置することとする。

イ 部分伐採

「伐採管理(部分伐採)」は、自然植生の成立している三光寺山ゾーン(斜面部)と城山外縁ゾーンに生育する遷移後期種の樹木を対象とする。

伐採位置は単木・株立木のいずれも主幹および側枝の根元とし、萌芽枝の出芽を促すため、傾斜地では斜面上側の地際から30cm程度の高さで伐採することを基本とする。また、伐り口は可能な限り平滑にし、斜面下側にやや傾斜させることで、雨水の滞留とそれに伴う切断面の腐朽の進行を遅らせる。

ただし、萌芽枝が密生し、主幹や側枝の伐採が困難な場合、斜面崩壊を予防するため、斜面上側の状態の良い数本(2～3本程度)の萌芽枝を残し、それ以外の萌芽枝と主幹や側枝を伐採する。



(R2.3.4 撮影)

(R2.3.11 撮影)

図4.56 伐採管理(完全伐採)の例(「犬山城樹木調査(令和2年度)」より抜粋)

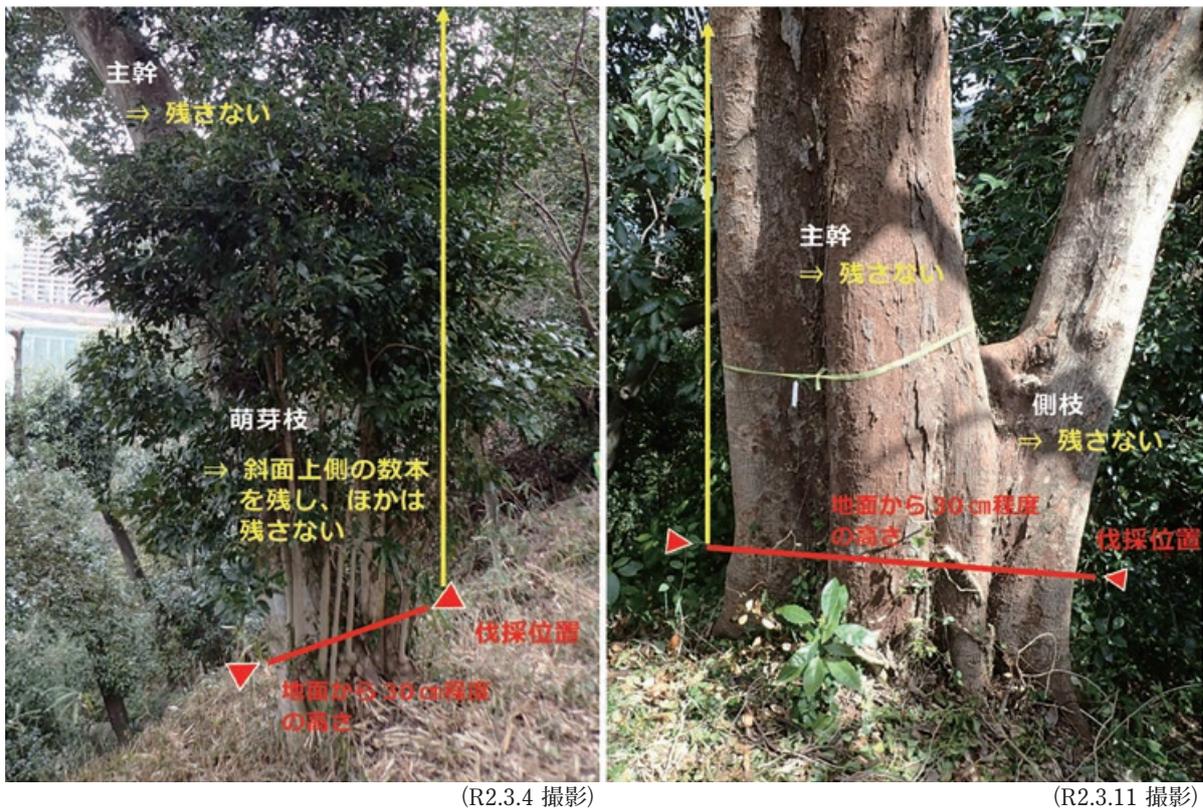


図4.57 伐採管理(部分伐採)の例(「犬山城樹木調査(令和2年度)」より抜粋)

(2) 日常管理

日常管理は、つる切り(つる植物の除去)、下刈り(藪化の要因となるササ類などの除去)、剪定(ぶらさがり枝などの除去)、病虫害防除(樹木の病虫害予防・対策)の5つの手法がある。いずれも樹木の生育状況を日常的に監視し、必要に応じて適宜実施する項目である。

ア つる切り

つる切りは、曲輪ゾーン、三光寺山ゾーン、城山外縁ゾーンで、樹木にからみつき、樹木の生育を阻害しているつる植物(フジ、テイカカズラ、ムベ、クズなど)を対象とする。除去する際は、切り残しからの再生を極力抑えるため、根元を伐採する。また、幹や枝に深くからみついている場合は、細断し取り除く必要がある。なお、作業時に、遷移後期種の樹木(稚樹、成木、伐採管理後の萌芽枝)、伐採後の地表面保護のために残置した樹高2.0m未満の遷移初期種の樹木は植生の更新に重要な役割を担うため、作業時の誤伐が発生しないよう、事前の準備(下刈り前に残置する樹木にマーキングする、など)が必要である。

樹幹に巻き付き、食い込むタイプのつる植物(フジなど)の場合、食い込み箇所より下部の幹の肥大成長が抑制され、風などで折れやすくなる。また、樹冠を覆うタイプのつる植物(クズなど)の場合、樹木の光合成阻害を引き起こし、樹勢の衰退を引き起こす要因となるため、管理を行う必要がある。

【適正時期】

つる切りは、つる植物の成長が旺盛な時期(6月から7月頃)の実施を原則とする。

イ 下刈り

下刈りは、主に三光寺山ゾーンや城山外縁ゾーンに繁茂する下草やササ類を対象とする。この際、遷移後期種の樹木(稚樹、成木、伐採管理後の萌芽枝)や伐採後の地表面保護のために残置した樹高2.0m未満の遷移初期種の樹木は植生の更新に重要な役割を担うため、作業時の誤伐が発生しないよう、事前の準備(下刈り前に残置する樹木にマーキングする等)が必要である。

城山外縁ゾーンや三光寺山ゾーンの一部に下草やササ類が繁茂した場所がある。新たに侵入した遷移後期種の樹木の初期成長は遅く、下草やササ類の高さを超えるまでに多くの時間が必要となる。このような場所では、樹木更新が阻害されることが知られている。また、ササ類が高密度に繁茂した場合、林内の種組成が単純化するため、生物多様性が低下することも知られている。このため、伐採管理による更新を図る上で、特に遷移後期種の萌芽枝や樹高1.5m未満の遷移後期種の樹木の成長を促すためには、下草やササ類を対象とした下刈りを継続的に実施し、林床管理を行う必要がある。

ウ 剪定

剪定は、主に曲輪ゾーンの樹木の健全な生育に影響を及ぼしている部位(枯れ枝、病虫害に侵されている枝、折れた場合に危険な枝、通風・採光・架線・来訪者に対して障害となる枝、あるいは腐朽の進行した側枝等)、あるいは来訪者への安全確保に影響を及ぼす恐れのある部位を対象とする。三光寺山ゾーンと城山外縁ゾーンでは、特に生育状況が著しく悪化していると判断した樹木を対象に実施する。

剪定は樹木の生長を促す効果があるものの、誤った位置で剪定した場合、切断面から腐朽菌が侵入し、枯死に至る可能性があるため、十分に注意する。

【適正時期】

剪定は、常緑広葉樹は5月から6月頃と9月から10月頃、落葉広葉樹は7月から8月頃と11月から3月頃、針葉樹は10月から11月頃の実施を原則とする。また、花木(花や実を觀賞するための木)はそれぞれの開花期を考慮する。

ただし、来訪者への安全確保に影響を及ぼす恐れがある場合、病虫害被害の発生・拡大が認められた場合など、緊急性を要する場合は適宜実施する。

エ 病虫害防除

病虫害防除は、主に曲輪ゾーンの樹木を対象とする。三光寺山ゾーンと城山外縁ゾーンでは、著しい病虫害の症状があり、その影響が周辺樹木に拡散する可能性があるとして判断した樹木を対象に実施する。なお、病虫害により樹木が著しく損傷を受けたことで、遺構や来訪者の安全確保に影響を及ぼす恐れが確認された場合は、伐採管理(完全伐採)あるいは日常管理(剪定)の方法に準じ、対応する。

病虫害を確認した場合、物理的駆除(捕殺、剥ぎ取り)を基本とする。ただし、薬剤を用いた駆除が必要な場合は、健康や周辺環境への安全性を十分に検討し、必要に応じて専門家の助言・指導を受け、適期・適剤による駆除を行うこととする。

【適正時期】

病虫害防除は、病虫害の発生することの多い春季から秋季の実施を原則とする。

オ 補 植

補植は、曲輪ゾーン、三光寺山ゾーンの樹木(サクラやモミジなどの修景植栽木や記念植樹)を対象とする。これらの樹木の生育状況が悪化し、植え替えが必要となった場合は、遺構への影響を確認した上で適宜補植する。

【適正時期】

補植は、落葉広葉樹の場合は3月から4月、常緑広葉樹は4月から7月の実施を原則とする。

(3) 維持管理

維持管理は、曲輪ゾーン、三光寺山ゾーン、城山外縁ゾーンの樹木(群)を対象とする。樹木の現状の把握、伐採管理・日常管理の効果検証、それらを踏まえた樹木管理計画の見直しを図るため、必要に応じてモニタリング調査を行うこととする。

本計画で設定した管理対象木の基準は、平成27年度(2015)、令和元年度(2019)、令和2年度の樹木調査結果に基づいたものである。今後、樹木管理の実施、樹木の生育状況の変化、史跡犬山城跡の保全・活用の状況に応じて、管理対象となる樹木も変化することが想定される。このため、適切な時期に管理対象木の基準を改定する必要がある。なお、史跡犬山城跡を取り巻く諸条件に急激な変化が生じた場合は、適宜対応することとし、必要に応じて専門家の助言を踏まえた対応を行う。

【適正時期】

モニタリング調査は、既往調査と同時期の6月から7月の実施を原則とする。

表4.57 維持管理の方法

方 法	内 容
毎木調査	<ul style="list-style-type: none"> 伐採管理を行った範囲を対象に、史跡指定地内の成木(高さ2.0m以上)と稚樹(高さ1.5m～2.0m)の毎木調査を行う。 成木(高さ2.0m以上の樹木)：樹種、樹高、株立ち数、幹周、位置、その他(腐朽木、枯損木など) 稚樹(高さ1.5m～2.0mの樹木)：樹種、位置※稚樹は成木の後継樹となる樹木 調査は「犬山城樹木調査(令和元年度、令和2年度)」の業務成果を活用する。
植生調査	<ul style="list-style-type: none"> 伐採管理を行った範囲に含まれる「犬山城樹木調査(令和2年度)」で設定した方形区(10方形区、Q1～Q10)を対象に、出現種、樹高、樹冠幅(長径、短径)を植生調査票に記録するとともに、植生断面模式図と樹冠投影図を作成する。 「犬山城樹木調査(令和2年度)」の成果を活用する。

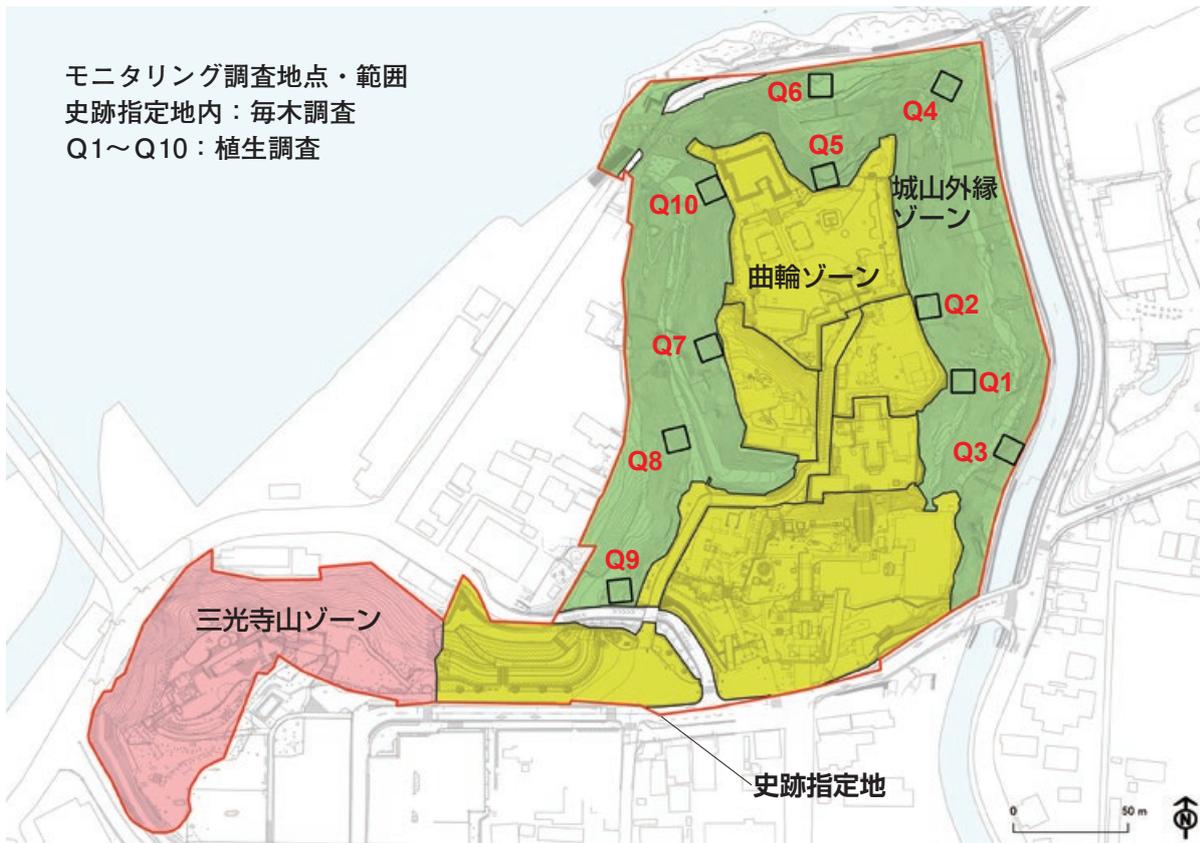


図4.58 毎木調査・植生調査位置図(「犬山城樹木調査(令和2年度)」より抜粋)

5 施工の適正時期

各種管理の施工適正時期は以下のとおりである。

表4.58 管理方法ごとの施工適正時期(「犬山城樹木調査(令和2年度)」より抜粋)

管理方法	時 期												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
伐採管理 (完全伐採・部分伐採)	■											■	
日常管理	①つる切り					■	■	■					
	②下刈り					■	■	■	■	■	■	■	
	③剪定	常緑広葉樹				■	■			■	■		
		落葉広葉樹	■	■	■	■		■	■			■	■
		針葉樹									■	■	■
④病虫害防除				■	■	■	■	■	■	■	■	■	
⑤補植	常緑広葉樹		■	■	■								
	落葉広葉樹			■	■	■	■	■					
維持管理 (モニタリング調査)						■	■						

6 ゾーン別管理計画

表 4.59 ゾーン別管理計画(「犬山城樹木調査(令和2年度)」を基に作成)

		曲輪ゾーン	三光寺山ゾーン	城山外縁ゾーン			
				東	北	西	
管理対象樹木	①遺構	107本	-	81本	17本	52本	12本
	②眺望	47本	12本	369本	203本	48本	118本
	③来訪者	1本	4本	-	-	-	-
	④植生	4本	29本	56本	29本	5本	22本
	⑤景観	-	-	29本	-	22本	7本
	総計	159本	45本	535本	249本	127本	159本
管内	①遺構に影響を及ぼす恐れのある樹木等	・該当する樹木(107本)は萌芽枝を残さず、根元から伐採する「伐採管理(完全伐採)」を原則とする。 ・特に石垣の周囲に生育する樹木は遺構の損壊を避けるため、速やかに伐採する。 ・根は残置を原則とする。ただし、石垣に変状(はらみ出しなど)が認められ、伐根(根の除去)が必要と判断される場合は、石垣の専門家や樹木の専門家に意見を求め、遺構への影響を最小限にとどめた作業を行う。		・該当する樹木(81本)は萌芽枝を残さず、根元から伐採する「伐採管理(完全伐採)」とする。 ・特に石垣の周囲に生育する樹木は遺構の損壊を避けるため、速やかに伐採する。 ・根は残置を原則とする。ただし、伐根(根の除去)が必要と判断される場合は、石垣の専門家や樹木の専門家に意見を求め、遺構への影響を最小限にとどめた作業を行う。			
	②眺望に影響を及ぼす恐れのある樹木等	・該当する樹木(47本)は萌芽枝を残さず、根元から伐採する「伐採管理(完全伐採)」を原則とする。 ・根は残置を原則とする。	・該当する樹木(12本)は萌芽枝を残す「伐採管理(部分伐採)」を原則とする。 ・本基準に該当する遷移初期種の樹木、つる植物、外来種の樹木を確認した場合は、萌芽枝を残さず、根元から伐採する「伐採管理(完全伐採)」を原則とする。 ・根は残置を原則とする。	・該当する樹木(369本)は萌芽枝を残す「伐採管理(部分伐採)」を原則とする。 ・本基準に該当する遷移初期種の樹木、つる植物、外来種の樹木を確認した場合は、萌芽枝を残さず、根元から伐採する「伐採管理(完全伐採)」を原則とする。 ・根は残置を原則とする。			
	③来訪者の安全確保に影響を及ぼす恐れのある樹木等	・該当する樹木(1本)は、樹木の状況を確認し、該当部位の「日常管理(剪定)」もしくは根元から伐採する「伐採管理(完全伐採)」を原則とする。 ・根は残置を原則とする。	・該当する樹木(4本)は、樹木の状況を確認し、該当部位の「日常管理(剪定)」もしくは萌芽枝を残す「伐採管理(部分伐採)」を原則とする。 ・根は残置を原則とする。				
	④植生の質に影響を及ぼす恐れのある樹木等	・該当する樹木(4本)と遷移初期種の樹木(樹高2.0m以上)、つる植物は萌芽枝を残さず、根元から伐採する「伐採管理(完全伐採)」とする。 ・根は残置を原則とする。	・該当する樹木(29本)は萌芽枝を残す「伐採管理(部分伐採)」を原則とする。 ・本基準に該当する遷移初期種の樹木、つる植物、外来種の樹木を確認した場合は、萌芽枝を残さず、根元から伐採する「伐採管理(完全伐採)」を原則とする。 ・根は残置を原則とする。	・該当する樹木(56本)は萌芽枝を残す「伐採管理(部分伐採)」を原則とする。 ・本基準に該当する遷移初期種の樹木、つる植物、外来種の樹木を確認した場合は、萌芽枝を残さず、根元から伐採する「伐採管理(完全伐採)」を原則とする。 ・根は残置を原則とする。			
	⑤景観に影響を及ぼす恐れのある樹木等			・該当する樹木(29本)は萌芽枝を残す「伐採管理(部分伐採)」を原則とする。 ・本基準に該当する遷移初期種の樹木、つる植物、外来種の樹木を確認した場合は、萌芽枝を残さず、根元から伐採する「伐採管理(完全伐採)」を原則とする。 ・根は残置を原則とする。			
内容	⑥その他	・「日常管理」で、新たに①遺構②眺望③来訪者④植生⑤景観に該当する樹木を確認した場合は、「伐採管理(完全伐採)」もしくは該当部位を「剪定」する。 ・「日常管理(下刈り)」は、刈払い作業を基本とし、裸地化による表面侵食の誘発要因となるため、除草剤は使用しない。 ・「日常管理」による樹木健全度の確認により、病虫害による被害を予防する。被害を確認した場合は「病虫害防除」、修景植栽木等で植え替えが必要となった場合は、適宜「補植」する。 ・「伐採管理(完全伐採)」範囲は、必要に応じて「維持管理」による管理効果の確認を行う。	・「日常管理」で、新たに①遺構②眺望③来訪者④植生⑤景観に該当する樹木を確認した場合は、樹木の状況に応じて、「伐採管理(完全伐採・部分伐採)」もしくは該当部位を「剪定」する。 ・「日常管理(下刈り)」は、刈払い作業を基本とし、裸地化による表面侵食の誘発要因となるため、除草剤は使用しない。 ・「日常管理」による樹木健全度の確認により、病虫害による被害の拡大が懸念される場合は「病虫害防除」を行う。 ・「伐採管理(完全伐採・部分伐採)」範囲は、必要に応じて「維持管理」による管理効果を確認する。	・「日常管理」で、新たに①遺構②眺望③来訪者④植生⑤景観に該当する樹木を確認した場合は、樹木の状況に応じて、「伐採管理(完全伐採・部分伐採)」もしくは該当部位を「剪定」する。 ・「日常管理(下刈り)」は、刈払い作業を基本とし、裸地化による表面侵食の誘発要因となるため、除草剤は使用しない。 ・「日常管理」による樹木健全度の確認により、病虫害による被害の拡大が懸念される場合は「病虫害防除」を行う。 ・「伐採管理(完全伐採・部分伐採)」範囲は、必要に応じて「維持管理」による管理効果の確認を行う。			
管理範囲		曲輪ゾーン全域を対象とする。	三光寺山ゾーン全域を対象とする。	城山外縁ゾーン全域を対象とし、剪定工事の実績と管理対象樹木本数の多さから、原則として①東斜面、②北斜面、③西斜面の順に実施することとする。なお、林床の荒廃、遷移初期種の増加、表層土壌の流亡などの影響を軽減するため、全域を対象とした一斉管理は行わない。			

7 樹木管理前後の分布状況

樹木管理前後の樹木分布の状況変化を平面図と断面図(天守(廻縁)-防災公園)に整理した。

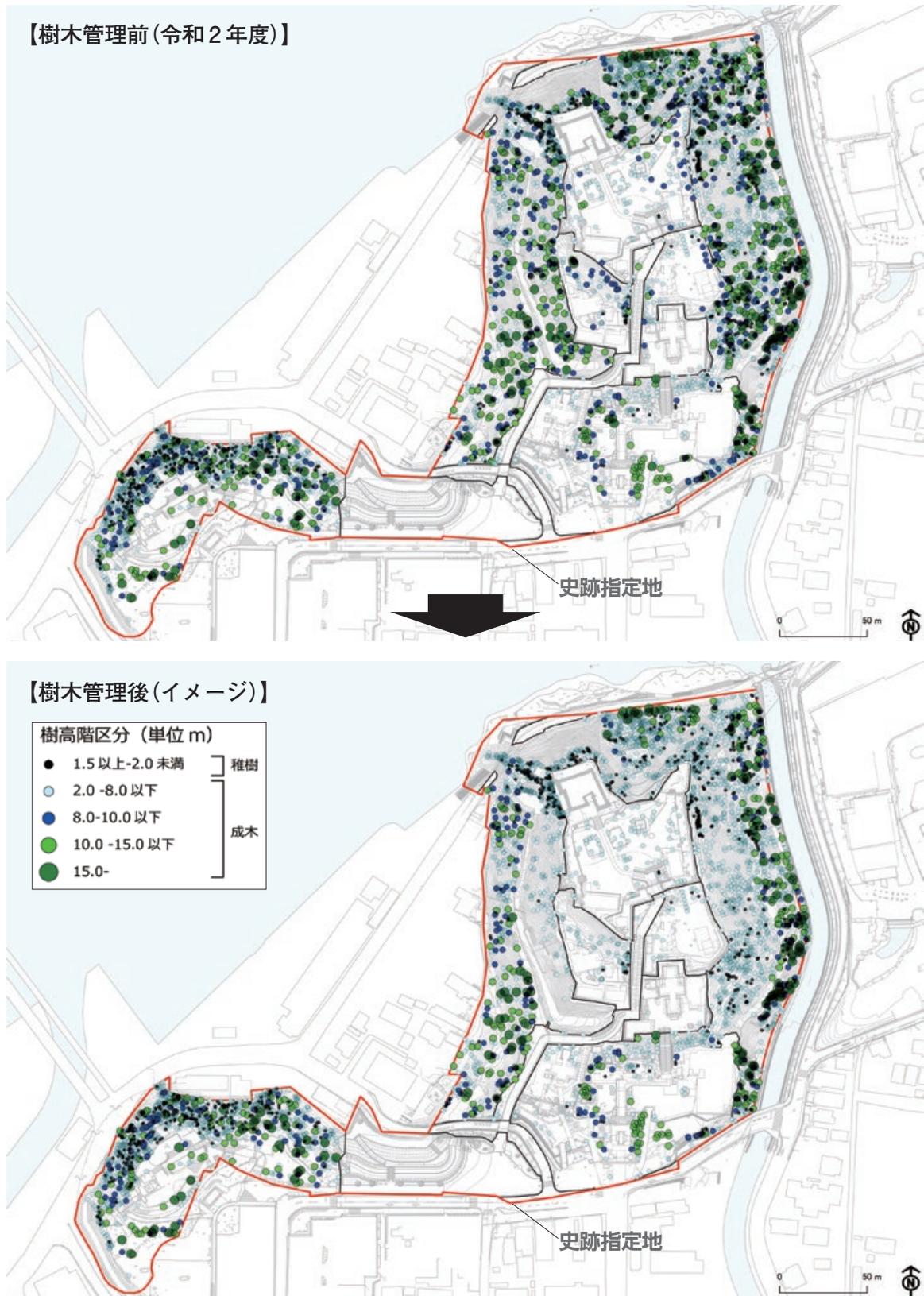
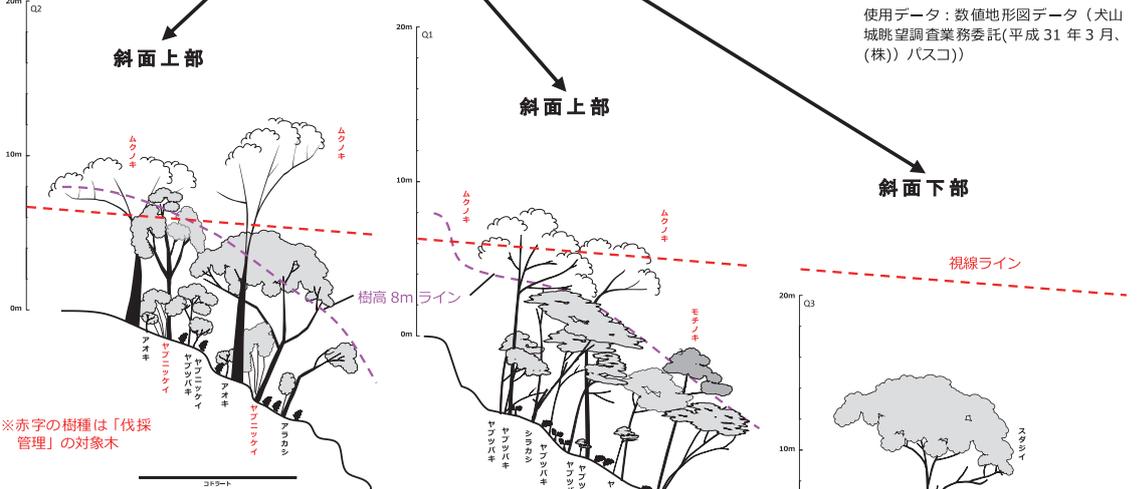
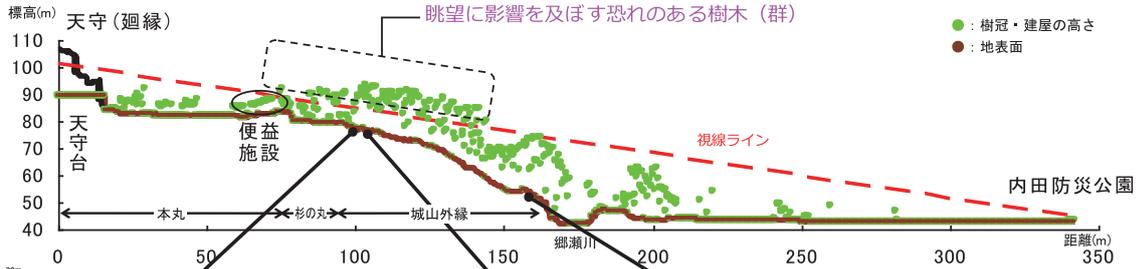


図4.59 樹木管理前後の樹木分布平面図

【樹木管理前（令和2年度）】



【樹木管理後（イメージ）】

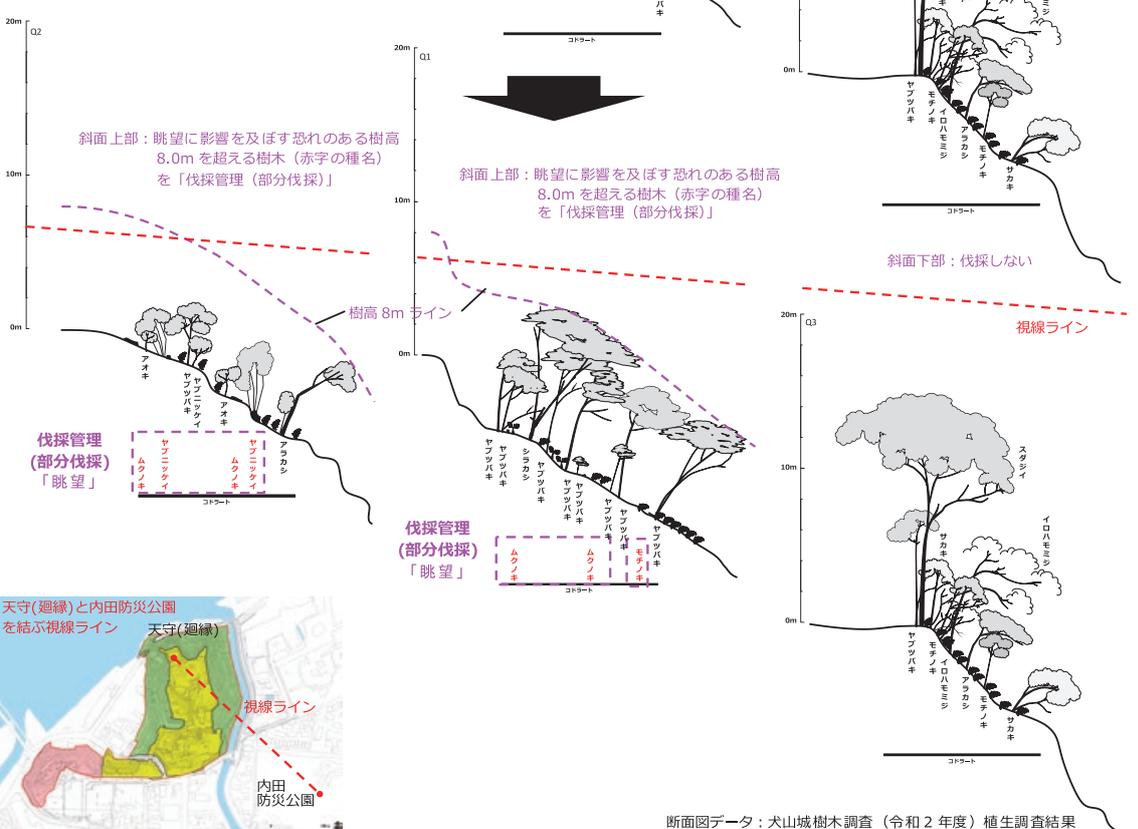


図 4.60 樹木管理前後の樹木分布断面模式図(天守(廻縁) - 内田防災公園の視線ライン)

第5節 現状変更等の取扱方針、取扱基準及び保護にかかる諸手続き

1 史跡の現状変更の法令上の基準

(1) 制度の概要

文化財保護法(以下、「法」という。)第125条の規定により、史跡内で「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき(以下、「現状変更等」という。))は、原則として文化庁長官の許可を受けることが義務付けられている。

現状変更等は、原則として文化庁長官の許可が必要であるが、法第125条第1項ただし書きでは、現状変更についてはその行為が維持の措置、または非常災害のために必要な措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については史跡への影響が軽微である場合は、許可を要しない旨が示されている。また、法第184条第1項第2号の規定に基づき、現状変更等のうち軽微なものについては都道府県・市の教育委員会に権限が委譲され、その範囲が文化財保護法施行令第5条第4項第1号に示されている。権限移譲された現状変更等の取扱基準は、文化財保護法施行令第5条4項第1号イからルまで並びに第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準(以下、「事務処理基準」という。)に定められている。

(2) 現状変更等を許可できない場合

事務処理基準により、以下の場合には現状変更等の許可ができないこととされている。

- ア 史跡の適切な保存活用のために策定された「保存活用計画(本計画)」に定められた保存(保存管理)の基準に反する場合
- イ 史跡の滅失、き損又は衰亡が著しいものとなるおそれがある場合
- ウ 史跡の価値を著しく減じるおそれがある場合

(3) 現状変更等の許可が不要な行為

法第125条ただし書きにより、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為について影響が軽微である場合には、現状変更等の許可が不要とされている。「維持の措置」の範囲については、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(以下、「規則」という。)第4条に次のように定められている。

- ア 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- イ 史跡、名勝または天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき。
- ウ 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を撤去するとき。

ただし、き損が生じた場合には、法第118条及び第120条の規定により準用する法第33条の規定によるき損届、き損箇所の復旧を行う場合は法第127条による復旧届を文化庁長官に提出する必要がある。

2 史跡の現状変更等の取扱方針

(1) 適用の範囲

現状変更等の取扱については、史跡指定地の範囲において適用する。

なお、天守については「第4章 第3節 天守の保存管理」に示す修理計画等の規定によるものとする。

(2) 現状変更等の取扱方針

史跡の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為についての制度の概要、法令上の基準は前述したとおりである。現状変更等に係る許可は、文化庁長官及び犬山市教育委員会が法令で定められた基準に基づき判断することとなる。本計画で示す保存管理、活用整備等の方針に基づき、史跡犬山城跡の現状変更等の取扱方針を下記のとおりとする。

- ア 史跡の本質的価値を構成する諸要素に影響を与える行為、大規模な地形の改変、史跡の景観に悪影響を及ぼす行為は原則として認めないものとする。
- イ 各地区において諸要素の分布やその保存状況が異なることから、地区毎の現状変更等の取扱基準を定めるものとする。
- ウ 史跡の保存管理・活用・整備・景観保全等のため必要なもの、宗教活動上必要なもの及び所有者が管理上必要とするもの等については、遺構等に影響を及ぼさないことを前提として、必要に応じて遺構面の保護や残存状況を確認するための試掘・発掘調査や犬山市教育委員会職員による工事立会等を条件に付して認めるものとする。
- エ 現状変更等を行う場合は、周囲の景観や来訪者への影響に配慮するものとする。

3 史跡犬山城跡における現状変更等の取扱基準

(1) 現状変更等の許可を要する行為

ア 文化庁が許可等を行う行為

(ア) 発掘調査等学術目的で実施する調査

遺構の保存や状況把握に関わる発掘調査やボーリング調査等の史跡指定地内での地形の改変を伴う調査行為については、調査目的を明確にした上で、必要最小限の範囲で行う場合は認めるものとする。

(イ) 史跡の修理、復元整備

発掘調査や文献調査等により、史実に基づく保存修理、復元整備等を行う際は、その内容及び方法等について学識経験者等で構成する委員会で十分検討した上で行う場合について認めるものとする。

(ウ) 造成(土地の掘削、盛土、切土)、地形の改変

遺構の保存、復元整備等の史跡整備を目的とした地形の変更を除き、盛土、地面の削平、水面の埋め立て等の地形の改変は原則認めないものとする。

(エ) 建築物の新築、改築、移転、除却

史跡の保存管理、活用・整備、防災等公益上の目的のため必要であり、史跡及び景観に与える影響が最小限であるものについて認めるものとする。

ただし、所有者が管理上必要とする施設及び神社所有地における宗教活動に関わる諸施

設の新築、増築、改築、移転については、遺構の保存が確実に図られており、景観に影響がないもしくは軽減措置が施してある場合において、認めることもある。

除却については、遺構の保存に影響のないよう図った場合には、認めるものとする。

(オ) 工作物等の新設、増設、改修、移設または除却

上記(イ)の場合を除き、工作物等の新設、増設、改修または史跡指定地内への移設は原則認めない。ただし、公共・公益上、史跡の維持管理上必要な工作物・土木構造物等の改修、所有者が管理上必要とする施設及び神社所有地における宗教活動に関わる工作物等の設置にあたっては、遺構に影響のないよう計画した上で、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。

特に新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性等に応じて判断する。

除却については、遺構の保存に影響のないよう図った場合には、認めるものとする。

(カ) 地下埋設物の設置、改修

公共・公益上必要な地下埋設物の設置は、地下遺構に影響のない場合は認める。

(キ) 木竹の植栽、伐採、伐根

石垣や建物跡等の重要な遺構周辺の新たな植樹は、法面保護のための地被類や低木を除いて、遺構の保護上原則として認めないものとする。

ただし、宗教活動や公園等の修景として行う植栽は、遺構の保存が確実に図られている場合で、地下遺構の保存に影響のない場合、かつ史跡としての景観に配慮した場合は認めるものとする。

植生が過密で遺構や地形に影響を及ぼす場合の間伐、本来の植生に影響を及ぼす外来種等の伐採は認めるものとする。

伐根については、地下遺構への影響を考慮し、原則として遺構面より上の範囲のみ許可するものとする。

(ク) その他史跡の保存に影響を及ぼす行為

保存に影響を及ぼす行為とは、地下遺構のある土地での重量物の積載や振動を与える行為、地下遺構の露出等により保存環境を変える行為等が相当する。これらの行為は案件毎に個別に判断するものとする。

イ 犬山市教育委員会が許可等を行う行為

(ア) 小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積が120㎡以下のものをいう。)で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、又は改築

※以下の場合、許可の範囲に含まれない。

- 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
- 増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から2年を超える場合
- 新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合

※新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、許可を要する(法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

- ※新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をし、除却と併せて許可を得るものとする。
- (イ) 工作物(建築物を除く。以下この(イ)において同じ。)の設置若しくは改修(改修にあっては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)
- ※工作物には以下のものを含む。
- 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
 - 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
 - 小規模な観測・測定機器
 - 木道
- ※「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- ※「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- ※道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- ※工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、許可を要する(法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)
- (ウ) 法第115条第1項(法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。)に規定する史跡の管理に必要な施設の設置、又は改修
- ※「史跡の管理に必要な施設」とは、法第115条第1項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- ※設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、許可の範囲に含まれない。
- ※標識、説明版、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和29年文化財保護委員会規則第7号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。
- (エ) 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ※「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- ※「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。
- ※設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、許可の範囲に含まれない。
- (オ) 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る)
- ※除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、許可の範囲に含まれない。
- ※除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、許可を要する(法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)
- (カ) 危険防止のため必要な木竹の伐採
- ※「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- ※「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危

険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
※木竹の伐採が、法第125条第1項ただし書きの維持の措置である場合は、許可を要しない。

(キ) 史跡の保存のため必要な試験材料の採取

※「保存のため必要な試験材料の採取」とは、その保存を目的として史跡の現状を適切に把握するために行われる土壌、植物、鉱物等のサンプル採取をいう。

※学術研究のために行われるものなど、史跡の保存を目的としない試験材料の採取については、許可の範囲に含まれない。

(2) 現状変更等の許可が不要な行為(具体的事例など)

ア 維持の措置

規則第4条で定められた維持の措置の範囲は以下のとおりであり、具体的な事例を併せて示す。

(ア) 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく史跡をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

※極めて小規模な場合のみとする。

(イ) 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

- 石垣・土塁等の崩落やそのおそれがある際に土囊等により周囲を押さえ、き損の拡大を防止する行為 等

(ウ) 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

※人命に危害が及ぶ危険性のある場合や公益上必要性のある場合を除き、き損等箇所の復旧を可能な限り図ることが必要であるため、本規定は原則として適用しない。

イ 非常災害のために必要な応急措置

具体的な事例を以下のとおり示す。

- 地震、台風、火災等の非常災害の際の石垣、建造物の被害箇所の応急措置、被害拡大防止措置
- 立ち入り禁止柵等安全確保のため必要な工作物の設置
- 被災した市民・来訪者の避難・安全確保のためのテント・プレハブ等仮設物の一時的な設置等

ウ 日常的な維持管理の行為(保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合)

「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」とは、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わない維持管理行為とし、具体的な事例を併せて示す。

(ア) 石垣・堀・土塁等の維持管理行為

- 石垣面の清掃(石垣間及び表面に繁茂した草本類の除去、枯損木・倒木・落枝処理、支障木剪定)
- 堀、水路を維持する日常管理(芥さらい、水路などの清掃、小規模な浚渫など土砂堆積物の除去等)

- 土塁法面の清掃、植栽の日常的な手入れ(枯損木・倒木の処理、支障枝剪定、草刈等)
- (イ) 道路・橋梁の維持管理行為
 - 道路、橋梁の日常的な管理、簡易な補修(路面の小規模な応急補修、高欄破損の応急措置、街灯などの清掃・保守点検、ガードレール、柵などの塗り替え(同系色の塗装)や破損・劣化による応急措置及び部分的な取替えなど)
- (ウ) 公園・宗教施設等としての維持管理行為
 - 植栽の日常的な手入れ(枯損木・倒木の処理、支障枝剪定、添え木などの設置、病虫害防除、草刈など)
 - 電灯などの清掃・保守点検、路面の清掃及び簡易な補修、柵などの補修(小規模な塗り替え(同系色の塗装))
- (エ) 建築物、工作物の維持管理行為
 - 建築物、工作物等の日常的な清掃・保守点検及び簡易な修繕
 - 電線、ケーブル等の張替え、取替え
- (オ) その他の日常的な維持管理行為
 - 土地の形状の変更を伴わない一時的な仮設看板の設置等

4 各地区の現状変更等の取扱基準

表4.60 各地区の現状変更の取扱基準

許可区分	処 理 基 準	具 体 例	地 区 名									
			本丸地区	杉の丸地区	椈の丸地区	桐の丸地区	松の丸地区	西御殿跡地区	三光寺山地区	大手道地区	道路地区	城山外縁地区
(1) 現状変更等の許可を要するもの	ア 文化庁による許可	(ア)発掘調査等学術調査のために必要な行為	発掘調査やボーリング調査									
		(イ)史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為	防災施設や保存管理施設等の設置や改修・移設、歴史的建造物の復元									
		(ウ)造成(土地の掘削、盛土、切土)や水面埋立など地形の改変	土手の削削や水面の埋立、掘削を伴う土壌改良等									
		(エ)建築物・構造物の新築、増築、改築、移転、除却	上記(イ)の場合を除いた、建築物・構造物									
		(オ)工作物等の新設、増設、改修、移設、除却(地下遺構に影響のあるもの)	上記(イ)の場合を除いた、工作物、記念碑等									
		(カ)地下埋設物の設置、改修	公共・公益上必要なもの									
		(キ)木竹の植栽・伐採・伐根	新たな植栽、伐採、伐根、伐根を伴う移植等									
	イ 犬山市教育委員会による許可	(ア)2年以内の期間限定の小規模建築物の新築・改築・増築	小規模なプレハブ・ユニットハウス・仮設トイレ等									
		(イ)工作物等の新設、増設、改修、移設(地下遺構に影響をあたえないもの)	仮設舞台・テント・柵・車止め・水質浄化装置・ベンチ・ゴミ箱・小規模な観測・測定機器、既設道路に付随する道路標識、道路の舗装等									
		(ウ)史跡の管理に必要な施設の設置、改修	標識、説明板、境界標、囲い等									
(2) 許可を要しないもの	ア 維持の措置	(ア)現状復旧 (イ)き損、衰亡の拡大防止のための応急措置 (ウ)き損、衰亡、復旧不可能による除去										
	イ 非常災害のために必要な応急措置	非常災害時の石垣、建造物等の応急措置等被災した来訪者のテント・プレハブ等										
	ウ 日常的な維持管理の行為	石垣や堀・水路の清掃、小規模な浚渫、道路や橋梁の簡易な補修、枯損木の伐採、植生・樹木の剪定										

5 保護にかかる諸手続き

(1) 史跡の保護にかかる諸手続き

史跡犬山城跡の保存及び活用にあたり、法等に規定される主な手続きについて示す。手続きに要する書類(許可申請書、届出等)は愛知県民文化局文化部文化芸術課文化財室を通して文化庁へ提出する。書類提出の要否が明快でない場合には、その都度、愛知県民文化局文化部文化芸術課文化財室を通じて文化庁に確認する。

ア 滅失、き損等の届出

史跡の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に「き損届」を提出する。(法第118条※第33条第1項を準用)

【滅失、き損等の届出書面に記載すべき事項】

1. 指定区分及び名称
2. 指定年月日
3. 史跡の所在地
4. 所有者の氏名又は名称及び住所
5. 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
6. 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
7. 滅失、き損、亡失又は盗難(以下「滅失、き損等」という。)の事実の生じた日時
8. 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
9. 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
10. き損の場合は、き損の結果当該史跡がその保存上受ける影響
11. 滅失、き損等の事実を知った日
12. 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項
 <添付書類>
 - 滅失、き損等の状態を示す写真及び図面

イ 復旧の届出

史跡を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

ただし、法第125条第1項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない(法第127条第1項)。

復旧の届出は、以下の事項を記載した書面をもって行うものとし、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告する(特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則第1条及び第3条)。

【復旧の届出書面に記載すべき事項】

1. 指定区分及び名称
2. 指定年月日
3. 史跡の所在地
4. 所有者の氏名又は名称及び住所
5. 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
6. 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

7. 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 8. 復旧を必要とする理由
 9. 復旧の内容及び方法
 10. 復旧の着手及び終了の予定時期
 11. 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 12. その他参考となるべき事項
- <添付書類>
- 設計仕様書
 - 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
 - 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

ウ 現状変更許可申請

史跡の現状を変更しようとするときは、文化庁長官の許可を受ける(当該許可を市の教育委員会が行う場合には市の教育委員会)。(法第125条第1項)

文化庁長官は、現状変更を許可するにあたり、文化審議会に諮問することとされているため、手続きの時期については事前に文化庁に確認し、遅滞なく準備を進める。

【現状変更許可申請に記載すべき事項】

1. 指定区分及び名称
 2. 指定年月日
 3. 史跡の所在地
 4. 所有者の氏名又は名称及び住所
 5. 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
 6. 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 7. 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 8. 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 9. 史跡の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由
 10. 現状変更等の内容及び実施の方法
 11. 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡に及ぼす影響に関する事項
 12. 現状変更等の着手及び終了の予定時期
 13. 現状変更等に係る地域の地番
 14. 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 15. 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴(発掘調査を目的とする場合のみ)
 16. 出土品の処置に関する希望(発掘調査を目的とする場合のみ)
 17. その他参考となるべき事項
- <添付書類>
- 現状変更等の設計仕様書及び設計図
 - 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図(現状変更等の箇所を表示)
 - 現状変更等に係る地域の写真(現状変更等の箇所を表示)

- 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 発掘調査を目的とする場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

ただし、以下のいずれかに該当する場合は現状変更の許可を要さないこととする(規則第4条)。

ただし、文化庁に対してき損届の提出が必要となる。

- 史跡がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- 史跡がき損している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 史跡の一部がき損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

エ 保存に影響を及ぼす行為の許可申請

史跡の保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受ける。(法第125条第1項)

現状変更許可申請と同じく、手続きの時期については事前に文化庁に確認し、遅滞なく準備を進める。ただし、以下の場合は保存に影響を及ぼす行為の許可を要さないこととする。

- 保存に影響を及ぼす行為のうち、影響が軽微である場合

(2) 天守の保護に係る諸手続き

天守の保存及び活用にあたり、法等に規定される主な手続きについて示す。手続きに要する書類(許可申請書、届出等)は愛知県民文化局文化部文化芸術課文化財室を通して文化庁へ提出する。書類提出の要否が明快でない場合には、その都度、愛知県民文化局文化部文化芸術課文化財室を通じて文化庁に確認する。

ア き損届

天守の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に「き損届」を提出する。(法第33条第1項)

【き損届に記載すべき事項】

1. 文化財の名称及び員数
2. 指定年月日及び指定書の記号番号
3. 文化財の指定書記載の所在地

4. 所有者の名称及び住所
5. き損の事実の生じた日時及び場所
6. き損の事実の生じた当時における管理の状況
7. き損の原因並びにき損の箇所及び程度
8. き損の事実を知った日
9. き損の事実を知った後に執られた措置、その他参考になるべき事項
＜添付書類＞
 - 写真又は見取図その他き損の状態を示す書類等

イ 修理届

天守を修理しようとするときは、修理に着手しようとする日の30日前までに、文化庁長官に「修理届」を提出する。(法第43条の2)

修理届に係る修理が終了したときは、その結果を示す写真又は見取図を添えて、遅滞なく文化庁長官に報告する。(国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則第3条)

【修理届に記載すべき事項】

1. 文化財の名称及び員数
2. 指定年月日及び指定書の記号番号
3. 文化財の指定書記載の所在地
4. 所有者の名称及び住所
5. 修理を必要とする理由
6. 修理の内容及び方法
7. 修理の着手及び終了の予定時期
8. 修理施工者の氏名・住所又は名称・代表者氏名・事務所所在地
9. その他参考になるべき事項

＜添付書類＞

- 設計仕様書
- 修理をしようとする箇所の写真又は見取図

ただし、以下の場合には修理届を必要としないものとする：

- 文化庁から補助金の交付を受けて行う修理
- 文化庁長官の命令または勧告を受けて行う修理
- 文化庁長官の現状変更の許可を受けて行う修理

また、「軽微な修繕」に該当する行為(「第4章 第3節2(2)イ 維持管理」を参照)はき損届及び修理届の提出を必要としない。

ウ 現状変更許可申請

天守の現状を変更しようとするときは、文化庁長官の許可を受ける。(法第43条第1項)

文化庁長官は、現状変更を許可するにあたり、文化審議会に諮問することとされているため、手続きの時期については事前に文化庁に確認し、遅滞なく準備を進める。

【現状変更許可申請に記載すべき事項】

1. 重要文化財の名称及び員数
2. 指定年月日及び指定書の記号番号

3. 重要文化財の指定書記載の所在地
 4. 所有者の名称及び住所
 5. 現状変更許可申請者の氏名・住所又は名称・代表者氏名・事務所所在地
 6. 現状変更を必要とする理由
 7. 現状変更の内容及び実施の方法
 8. 現状変更の着手及び終了の予定時期
 9. 現状変更に係る工事その他の行為の施行者の氏名・住所又は名称・代表者氏名・事務所所在地
 10. その他参考になるべき事項
- <添付書類>
- 現状変更の設計仕様書及び設計図
 - 現状変更をしようとする箇所の写真又は見取図
 - 現状変更を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
- ※保存に影響を及ぼす行為の許可申請の場合には、上記の「現状変更」を「保存に影響を及ぼす行為」に置き換える。

ただし、以下の場合には現状変更の許可を要さないこととする。

- 国宝指定時の状況に復するための修理で、同種、同材、同仕様による維持の措置。ただし、必要に応じて前述の修理届を提出する。
- 非常災害のために必要な応急処置を執る場合。ただし、処置後に速やかにき損届を提出する。
- 予想される災害に対する応急的な予防処置等。ただし、処置後には、文化庁に事務連絡を行う。

エ 保存に影響を及ぼす行為の許可申請

天守の保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受ける。(法第43条第1項)

現状変更許可申請と同じく、手続きの時期については事前に文化庁に確認し、遅滞なく準備を進める。ただし、以下の場合には保存に影響を及ぼす行為の許可を要さないこととする。

- 保存に影響を及ぼす行為のうち、影響が軽微である場合(十分な養生をした上での設備の保守点検や天守の部材を貫通しない設備の更新等)

(3) 現状変更等の手続きの流れ

ア 史跡の現状変更等の手続きの流れ

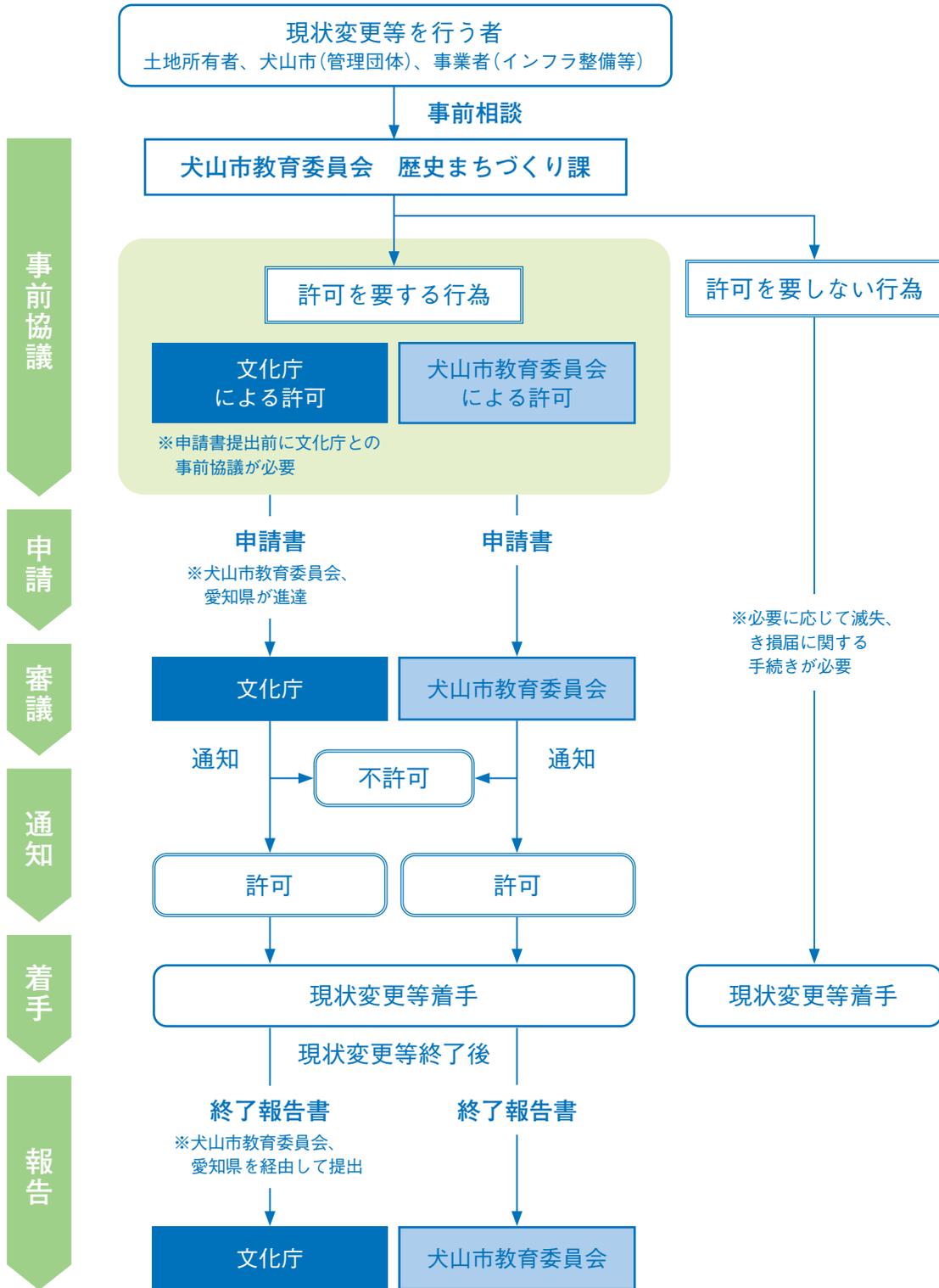


図4.61 史跡の現状変更等の申請手続きフロー図

イ 天守の現状変更等の手続きの流れ

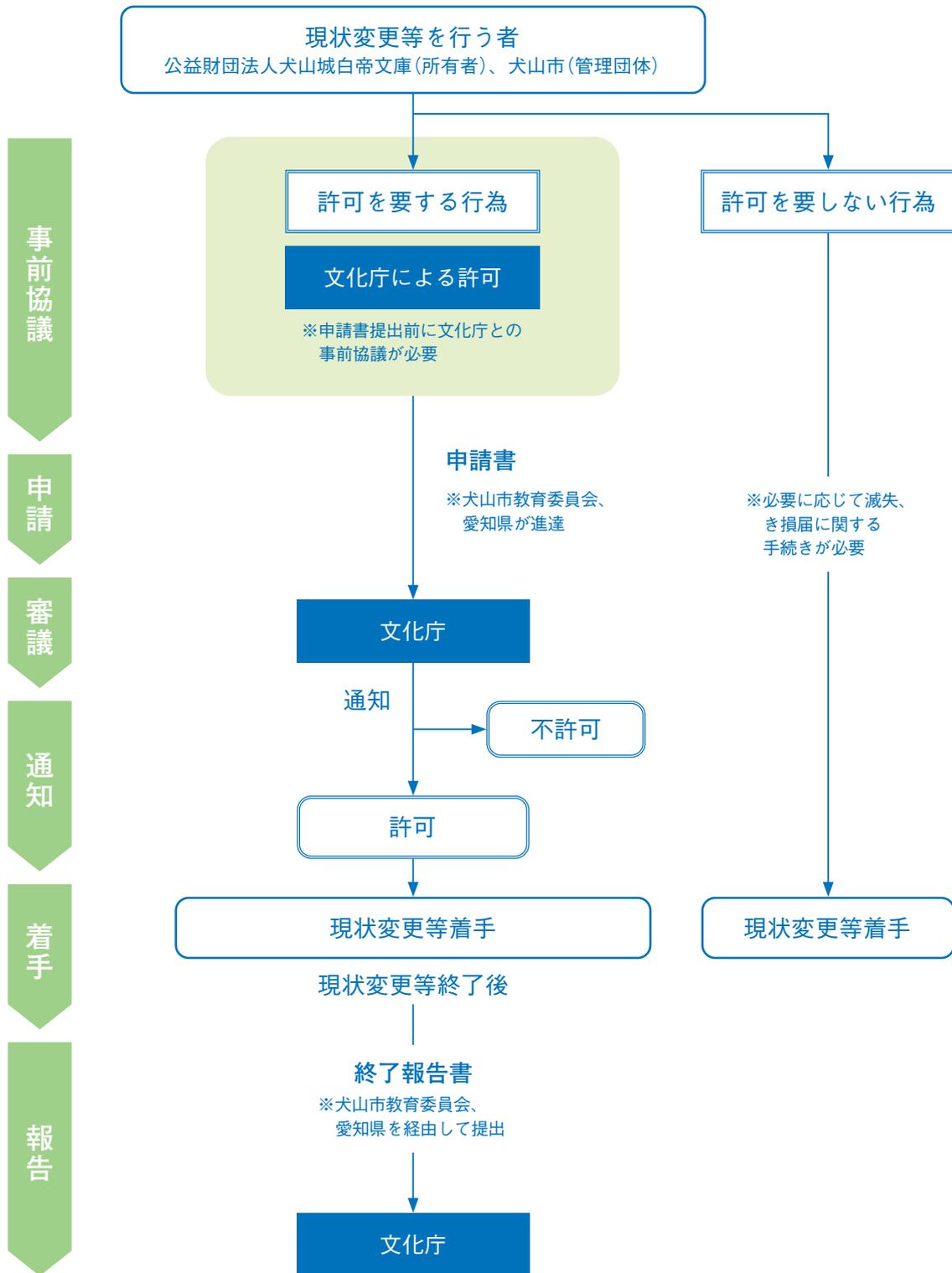


図 4.62 天守の現状変更等の申請手続きフロー図

第6節 史跡の周辺環境を構成する諸要素の保存管理

1 史跡の周辺環境を構成する諸要素の現状・課題

表4.61 史跡の周辺環境を構成する諸要素の現状・課題

		名 称	保存管理の現状・課題
史跡の周辺環境を構成する諸要素	犬山城の価値に関連する諸要素	追加指定の可能性があるもの ※この要素については、将来的に追加指定になった場合に「本質的価値を構成する諸要素」に組み込まれる	【大手門枅形跡(堀跡、土塁跡)】 ・犬山市福祉会館跡地及び大手門まちづくり拠点施設が所在している ・一部発掘調査が行われ、堀跡、土塁の基礎部分と推定される盛土が確認されているが、大手門枅形跡全体の遺構残存状況が明確ではない
		縄張りや城郭を構成する要素で、地下に埋蔵されている遺構・遺物	【馬出しの遺構、堀跡(旧名鉄犬山ホテル内)】 ・堀底部の検出には至っていないが、堀埋土は水分を多く含み、絵図から水堀であったことが推測されている ・現在も地下に残存している可能性がある 【内田門跡、清水門跡、埋門跡(西側及び北側)、西谷門跡、丑寅櫓跡】 ・丑寅櫓跡は櫓台が一部残り、古写真(巻末資料参照)も残っているが、その他は遺構が残存しているかどうか不明 ・丑寅櫓跡の樹木が巨木化して、石垣に影響している 【城下の大手道(本町通り)】 【総構を構成する石垣、堀跡】 ・総構を構成する堀等の痕跡が残存している箇所がある 【三光寺遺跡】 ・三光寺御殿が所在した場所とされ、平成7年度の発掘調査で江戸時代の石組溝、堀状の大型遺構が確認されている
		宗教施設	【犬山神社】 ・享保2年(1717)、成瀬正幸が犬山城内から相生山(現在の日本モンキーパーク付近)に移転し、相生の宮(相生社)として創建され、明治16年(1883)現在地に遷座し、犬山神社に改称した ・成瀬正成以降の歴代犬山城主を祀っている
		犬山城と一体的に保存・活用を図るべき諸要素	【城下町の町割り】 ・城下町は13町内から成り、城を頂点に南に長方形に伸びる形になっている。中心に町人町を備え、周りを取り囲むように侍町、防衛上の要所には寺院が配置されていた ・城下町の周囲には堀や土塁が巡らされ、城と城下町が一体となった総構えが築かれていた ・城下町の形が完成したのは成瀬氏入城以後であり、近世に形成された町割りが現在も良好に残っている
			【木曾川】 ・文化財保護法により「名勝」に指定されており、史跡指定地の大半が含まれている ・犬山城は、北側の防御を固めるため木曾川沿いの小高い山の上に天守を築いたとされ、木曾川による交易、政治、要衝として重要な拠点であった
		犬山城から移築された櫓・門等	【森家土蔵(伝宗門櫓)、瑞泉寺山門(伝内田門)、浄蓮寺山門(伝松之丸表門)、常満寺山門(伝松之丸裏門)、専修院山門(伝矢来門)、徳林寺山門(伝黒門)、運善寺山門(不明)】
		史跡犬山城跡の保存・活用のための施設	【キャスルパーキング】 ・かつて三光寺御殿が存在していた場所であり、現在は来訪者のための駐車場として整備されている
		現在の城郭形態が整う以前の遺構	【丸ノ内遺跡・丸ノ内鍛冶遺跡(現犬山市文化史料館)で確認された鎌倉時代以前の遺構】

2 史跡の周辺環境を構成する諸要素の保存管理方法

(1) 犬山城の価値に関連する諸要素

ア 追加指定の可能性があるもの

- かつて大手門枡形が存在していた箇所であり、さらなる遺構が確認される可能性があるため、発掘調査等を実施し、新たな歴史的事実の解明を図る。
- 文化庁や関係機関等との協議を進め、追加指定に向けて取り組む。

イ 縄張りや城郭を構成する要素で、地下に埋蔵されている遺構・遺物

- 発掘調査や史資料調査等を実施し、新たな歴史的事実の解明を図る。
- 現状維持を原則として、遺構等を保護し、現在所在している建築物等の更新時期に併せて発掘調査等を実施する。

ウ 宗教施設

- 現状維持を原則とするが、施設の更新時期に合わせて発掘調査等を実施し、新たな歴史的事実の解明を図る。

エ 犬山城と一体的に保存・活用を図るべき諸要素

(ア) 城下町の町割り

- 現状維持を原則として、犬山城の歴史的経緯を後世に伝える諸要素として、史跡犬山城跡と一体的な保存を図る。
- 定められた基準に準じて、歴史的建造物等の保存管理を行う。

(イ) 木曾川

- 「名勝木曾川管理計画に伴う現状変更申請取扱基準」を遵守した保存管理を行い、犬山城との一体的な歴史的景観の形成を図る。

オ 犬山城から移築された門・櫓

- 所有者との連携を図り、保存管理水準の統一化を図る。

(2) 史跡犬山城跡の保存・活用のための施設

- 日常的な点検・維持管理を行い、劣化状況等を把握する。
- キャッスルパーキングは、かつて三光寺御殿が存在した場所であるため、必要に応じて発掘調査や史資料調査を実施し、新たな歴史的事実の解明を図る。

(3) 現在の城郭形態が整う以前の遺構

- 現状維持を原則とするが、現地の状況に応じた保存管理を行う。

第7節 追加指定と公有化

1 追加指定の考え方

追加指定候補地となっているのは、現在大手門まちづくり拠点施設が所在する敷地及び犬山市福祉会館跡地で、かつて大手門の枳形が存在していたとされる付近である。

大手門まちづくり拠点施設が所在する敷地内では、大手門から東に延びる堀の範囲等を確認するために行われた平成23年(2011)の発掘調査により、堀1条と集石遺構1基が確認されている。

犬山市福祉会館跡地では、昭和45年(1970)の犬山市福祉会館建設の際に石垣が検出されている。この石垣は、大手門の枳形に構築されていたものと推定されている。平成23年には、大手門枳形跡の残存状況を把握するための発掘調査が行われ、調査区域の南壁付近で堀の北端部分、さらにその北側から土塁の基礎部分と推定される盛土が検出された。また、土塁の下からも溝が検出されている。

これらの遺構は、犬山城を知る上で重要な遺構であり、史跡犬山城跡の本質的価値を構成する諸要素に値するものであるため、建築物の除却が完了した犬山市福祉会館跡地については、遺構の範囲確認のための発掘調査を実施し、その成果に基づき追加指定に向けて文化庁との協議を進めていくこととする。大手門まちづくり拠点施設については、建築物を除却することになれば、その段階で追加指定に向けた取組みを進める。

また、石垣の一部が残る丑寅櫓跡のほか、今後の調査により史跡犬山城跡の本質的価値を有する可能性が判明した場所については、追加指定を視野に入れつつ更なる調査及び関係者との協議を行うこととする。

2 公有化の考え方

史跡指定地はその大半が民有地であり、犬山市が所有する公有地は、丸の内緑地、犬山城前広場、大手道及び指定地内を横断する市道部のみである。

天守及び現史跡指定地の大部分は、明治28年(1895)に愛知県より、修理を条件に天守を含む全ての城地を旧城主である成瀬正肥に無償で譲渡されて以降、成瀬家の所有となっていたが、平成16年に財団法人犬山城白帝文庫(現公益財団法人)が設立され、個人所有から財団所有となり、現在に至る。

指定地内に所在する針綱神社は、太古より犬山の峰(現在の天守付近)に鎮座され、濃尾の総鎮守であった。天文6年(1537)、犬山城築城に際し白山平に遷座された後、慶長11年(1606)に名栗町(犬山市)に遷座された。そして、明治維新後の明治15年に現在の位置に遷座している。また、針綱神社と同様に指定地内に所在する三光稲荷神社はかつて犬山城内の三光寺山(現在の犬山丸の内緑地内)に鎮座しており、犬山城主成瀬家の守護神とされてきた。昭和39年ごろ、犬山市都市公園施設計画により神社の移転が決定し、現在の松の丸地区に遷座されている。

このような歴史的経緯から、公益財団法人犬山城白帝文庫、針綱神社及び三光稲荷神社は、犬山城の歴史的変遷と密接な関係性を築いてきたものである。

よって、指定地内に歴史的関係性が深い民有地が存することを史跡犬山城跡の一つの特色と捉え、民有地を含めた史跡全体の保存・活用・整備について検討するものとする。